

法務委員会議録 第三号

(三一)

号

議

錄

第

三

号

衆議院第一六十二回国会

平成十七年十月七日(金曜日)

午前九時四十一分開議

出席委員

委員長 塩崎 恭久君

理事 田村 憲久君 理事

理事 平沢 勝栄君 理事

理事 吉野 正芳君 理事

理事 平岡 秀夫君 理事

理事 秋葉 賢也君 理事

近江屋信広君 理事

笛川 嘉君 理事

高木 稔君 理事

福田 良彦君 理事

三ツ林隆志君 理事

森山 真弓君 理事

柳本 卓治君 理事

小川 淳也君 理事

津村 啓介君 理事

保坂 展人君 理事

今村 雅弘君 理事

法務大臣

法務副大臣

厚生労働副大臣

法務大臣政務官

最高裁判所事務総局家庭局

政府参考人(警察庁刑事局長)

(総務省自治行政局選挙部長)

政府参考人(警察庁生活安全全局長)

大林 久保 宏君

繩田 竹花 豊君

日本法務省

法務委員会専門員

法務委員会議員

法務委員会

規定にひつかつてしまつて、とんでもないことになつちやつた、もう二度と選挙は手伝いたくなつて、どんどん政治から、選挙から一般の人たちが離れていくつてしまつた。

こういうことになつたのでは多分よくないだらうといふことで、私もかつて、倫選特いろいろな問題について例示を挙げまして、こういふ問題についても、しつかりと国民の皆さんにわかりやすく、啓蒙活動とか広報活動とかしてほしいといふようなことも申し上げました。

逆に今度は、ある意味では、一般の人ではない人たちについて見ると、法律が無視されているようなことがあるのではないかというふうにも思つております。

○平岡委員 実は、この利害誘導罪というのには本当に難しいんですね。かつての選挙違反の中でもこれが適用された例というのは、えつ、こんなのが本当に選挙違反になるのかなとか思うようなこともありますし、いや、こんなの、これじやなくて別の犯罪じゃないのかなとかいうのもあります。

例えば、こういうのがあります。だれだれ候補に投票しなければ補助金を削る、だれだれ候補に投票することを働きかけなければ補助金を削つてやるといふように言われていますけれども、これは私の理解では公職選挙法二百二十一條第一項第二号の利害誘導罪に該当するような行為ではないかと思うんですけれども、この点について、公職選

挙法を所管している総務省からまず御見解をいただきたいと思います。

○久保政府参考人 公職選挙法第二百二十一條は確かに利害誘導罪を規定しておりますけれども、三つの部分に分けたて考えることができます。

まず、特定の候補者の当選を得もししくは得しめまたは得しめない目的を持つて誘導行為がなされるということ、それから、誘導行為が選挙人や選挙運動者に対してなされること、そして、当該誘導行為が選挙人または選挙運動者自身のある關係を利用してなされるというふうになつておるわけでございます。

ただいま事例を挙げてお話しになりましたけれども、個別の事案につきまして利害誘導罪として成立するか否か、これは具体的の事実に即して判断されるべきものと考えております。

○平岡委員 今、選挙部長さんが構成要件を整理していただきたいので大変参考になりましたけれども、確かに、一つ一つの事象が犯罪になるかどうかというのは具体的の事象に照らして判断されるべきものだ、それはわかりますけれども、私が聞いているのは、構成要件として私が先ほど申し上げたようなものは該当する可能性があるのか、このことを聞いています。お願いします。

○久保政府参考人 私ども、具体的な事実関係を承知する立場にございませんし、また、それを調査する権限がないということをまず御理解いただきたいと思いますが、私ども、選挙の期間中とかそういう時期になりますと、事前にいろいろな照会をお受けいたします。

○平岡委員 実は、この利害誘導罪というのには本当に難しいんですね。かつての選挙違反の中でもこれが適用された例というのは、えつ、こんなのが本当に選挙違反になるのかなとか思うようなこともありますし、いや、こんなの、これじやなくて別の犯罪じゃないのかなとかいうのもあります。

そこで一つ、まず利害誘導罪ということをちょっと聞いてみたいと思うんですけれども、南野大臣、利害誘導罪というのを聞いたことはございました。

○南野国務大臣 それは特にございませんけれども、読んで字のごとしかなというふうに、利害が汚された、利害を失つた、そういうような方向での援助というようなことともとれるのかなと思っております。

○平岡委員 実は、この利害誘導罪というのは本当に難しいんですね。かつての選挙違反の中でもこれが適用された例というのは、えつ、こんなのが本当に選挙違反になるのかなとか思うようなこともありますし、いや、こんなの、これじやなくて別の犯罪じゃないのかなとかいうのもあります。例えば、こういうのがあります。だれだれ候補に投票しなければ補助金を削る、だれだれ候補に投票することを働きかけなければ補助金を削つてやるといふように言われていますけれども、これは私の理解では公職選挙法二百二十一條第一項第二号の利害誘導罪に該当するような行為ではないかと思うんですけれども、この点について、公職選

挙法を所管している総務省からまず御見解をいただきたいと思います。

確かに利害誘導罪が成立するためには三つの部分に分けたて考えることができます。

まず、特定の候補者の当選を得もししくは得しめまたは得しめない目的を持つて誘導行為がなされるということ、それから、誘導行為が選挙人や選挙運動者に対してなされること、そして、当該誘導行為が選挙人または選挙運動者自身のある關係を利用してなされるというふうになつておるわけでございます。

ただいま事例を挙げてお話しになりましたけれども、個別の事案につきまして利害誘導罪として成立するか否か、これは具体的の事実に即して判断されるべきものと考えております。

○平岡委員 政府あるいは与党の方々に大変気を使つた答弁ではありますけれども、可能性があるということをありますから、それに従つて議論を進めたいと思います。

実はきょう、皆さん方にも見ていただこうと思つて資料を用意したのでありますけれども、ちょっと理事会で与党の理事さんの方から、こういう月刊誌とか週刊誌とかいうようなものを資料として提出するのはいかがなものかというフレームがつきました、お渡しすることができますけれども、何かお手元にはあるようではありますから、それは抹消していただきても結構ございましょうけれども、出すことはできなかつたので、関係箇所だけちょっと読み上げさせていただきま

す。

これは、今回の選挙に関してでありますけれども、中央からの露骨な圧力に大半の者は震え上がつたが、それでも中には党本部への忠誠を誓わなければならぬ者もいた。武部は、そうした「反乱者」に対しても、さらにこう脅したのだった。

「わかった。じゃあ、補助金を削つてもいいんだな」

選挙が戦争である以上、このような行為はある意味当たり前かもしれない。だが、郵政民営化論争を軸とした「政策論争選挙」というのは、結局、絵空事に過ぎなかつたのではないか。小泉は自分があれほど批判のやり玉に挙げてきた、利益誘導型の政治、利権をちらつかせて相手を味方につけ選挙手法を用いて、勝利をより確実なものにしたとも言える。

これは、月刊現代十一月号の上杉隆というジャーナリストが書いた文章でございます。

さて、そこで質問させていただきますけれども、こういうことが報道されています。これが事実だというふうに私も判断しています。これが事実だというふうに私が判断するだけの情報はありません。しかし、仮にこれが事実だとしたら、これは利害誘導罪に該当するのではないでしょう。

か。この点については、検査に当たる法務省から見解をお伺いいたしたいと思います。

○大林政府参考人 利害誘導罪の構成要件につきましては、たゞいま総務省から御説明があつたところでございます。

具体的な事案における犯罪の成否は、捜査機関が収集した証拠に基づいて個別具体的に判断されるべき事項でありますので、法務当局としては、答弁を差し控えさせていただきたいと存じます。

○平岡委員 そういう答弁になるということは、いつものことですから、あえてそれ以上聞くことはいたしませんけれども、先ほど来一連の流れを聞いていたら、政府と党の権力を持つている人が総務省に事前に、こういうことをやつても大丈夫かということを聞くことも多分ないだろうし、それから、法と証拠に照らしてという、この証拠がどれだけ集められるかというのをわかりません。

ただ、こういうことが日常的に行われているということはよく言われているということでありますから、こういうことが、日本の権力者の人たちに対してもしかしたら何らのチェックも働かないということになつているとしたら、一体この国はどういう国なのかということが問われなければなりません。

利害誘導罪に関して、もう一件質問させていただきます。こういうケースが利害誘導罪に該当するかということでございます。

これは、かつて、昨年の倫選特でも同趣旨の質問が行われておりますので、それを踏まえて答弁していただければと思います。

候補者またはその選挙責任者が、ある団体の支党に比例区で投票するよう有権者に働きかけることを約束して、その団体の幹部に選挙運動または投票を依頼すること、このことについては公職選挙法の利害誘導罪に該当するのではないかと思われども、この点について、公職選挙法を所管している総務省から御見解をいただきたいと思います。

○久保政府参考人 これも先生、最初にお尋ねがあつたのと同じ話になつて甚だ恐縮でございますけれども、利害誘導罪に該当するというときに、解釈論としては、先ほど申しましたように、三つの要件を満たす必要がありますというふうにお答えをし、そして、具体的な事案についてのお尋ねがあれば、それは私ども、そういう立場がないということを言わざるを得ないのでございますけれども、先生がお触れになりました、昨年でございましたか、前選挙部長がそれについて答えておりますけれども、これも私が先ほど申し上げましたのと同じことだと思います。

仮に、選挙運動の期間とか、あるいはその前に私ども、今お示しのあつたような事例を照会を受けたということがござりますと、利害誘導罪、二百二十九条というのが、これはあくまでも一般論でございますとお断りをした上で、そういった規定もございますと、いうことを注意喚起するといったようなケース、そういうケースに当たるかもしれないという気がいたします。

○平岡委員 これも世の中では一般的によく行われているというふうに言われていて、新聞報道にもそういうことがあるんですね。そういう意味でいくと、やはり日本の今の選挙のあり方をこの法の趣旨に照らして本当にチェックができるいるのかどうか、このことを我々としては法務省にもしっかりと目を光らせていただきたいと思うとともに、そういう立場にある、権力を持つた人たちについてもしっかりと自制をしていただきたいということを私としてはお尋ねいたしたいと思います。

候補者またはその選挙責任者が、ある団体の支党に比例区で投票するよう有権者に働きかけることを約束して、その団体の幹部に選挙運動または投票を依頼すること、このことについては公職選挙法の利害誘導罪に該当するのではないかと思われども、この点について、公職選挙法を所管している総務省から御見解をいただきたいと思います。

それから、次の選挙違反関係の問題に移りたいと思います。

選挙期間中に特定の候補者への投票を依頼したり特定の候補者に対する応援を依頼したりするためには数社の会社を訪問することは、公職選挙法で禁止している戸別訪問に該当するのではないでしょうか。いかがでしょうか、総務省。

○久保政府参考人 公職選挙法第三百三十八条に規定しております戸別訪問は、選挙に関し、投票を得もしくは得しめまたは得しめない目的を持つて連続して二以上の住居あるいは会社等を戸別に訪問するというものであると解されております。

恐縮でございますけれども、個別の事案、これが戸別訪問の禁止に該当するかどうか、違反するかどうか、具体的な事実に即して判断がされるべきものであると考えております。

○平岡委員 もし事前に、こういうことをしてもいいかというふうに聞かれたら、どうお答えになりますか。

○久保政府参考人 ただいまのような百三十八条、これの解釈論をまず御説明いたしまして、一般論であるとお断りをした上で、公職選挙法の第二百三十九条というのがありますのでその点は御注意をされた方がよろしいのではないかと存じます。

○平岡委員 これも世の中では一般的によく行われているというふうに言われていて、新聞報道にもそういうことがあるんですね。そういう意味でいくと、やはり日本の今の選挙のあり方をこの法の趣旨に照らして本当にチェックができるいるのかどうか、このことを我々としては法務省にもしっかりと目を光らせていただきたいと思うとともに、そういう立場にある、権力を持つた人たちについてもしっかりと自制をしていただきたいということを私としてはお尋ねいたしたいと思います。

○久保政府参考人 公職選挙法第三百三十八条、戸別訪問の規定に違反するとどういふ問題も含めて、ちょっと説明していただけますか。

○平岡委員 戸別訪問の規定に違反するとどういふ問題も含めて、ちょっと説明していただけますか。

○久保政府参考人 公職選挙法第三百三十九条第三号によりまして一年以下の禁錮または三十万円以下の罰金に処することとされています。

そこで、この当該規定に違反して禁錮または罰金の刑に処せられた者は、原則として一定期間選挙権及び被選挙権が停止されることとなります。そういう公選法の二百五十二条の規定がございます。

○平岡委員 もう一枚資料がありまして、私が提出を認められた資料でございますけれども、九月十日付の読売新聞であります。

これはどことは申しません。それぞれの県の名誉がありますので、えて言いませんけれども、該當箇所だけちょっと、さつと読み上げます。

おい、手振るぞ。台風十四号の影響で、激しい風雨に見舞われた六日。黒いミニバンがH市のH製造所を後にした。開いた窓から雨が降り込むのも気にせず、県議、県会議員ですね、県議四人は遠ざかる社屋に向かって手を振り続けた。県会議長、党県連会長、党県連総務会長、県議会副議長の重鎮四人。同社やK工場など五社を回り、支援を求めた。隣の選挙区から駆けつけた県会議長は、異例のことだが、F君を勝たせなきやいかぬからと話した。隣の区の県会議員S氏、M氏、両県議は五日、県木材協会顧問の肩書きを生かし、選挙区内の木材業者九社を回った。案内役を務めた協会幹部、七十五歳は、こんな初めて、自民党政本気さが伝わったと驚くというようなくなりがございます。

これが事実だとすれば、公職選挙法で先ほど言われた处罚対象になるんでしようか。総務省。

○久保政府参考人 個別の事案につきましては、具体的な事実関係を承知する立場にございませんので、答弁は差し控えさせていただきたいと思いまます。

○繩田政府参考人 ただいま捜査を行つてあるか否かというお尋ねでございますけれども、あくまでも具体的な事案の捜査にかかるところでございまますので、これも関係者の名前、プライバシー等もございますし、この場での答弁は差し控えさせたいだときたいと思います。

ただ、いずれにいたしましても、刑事罰を科すべきものがあれば、議員であろうがなからうが厳正に対処しておるところでございますし、今後もそのように努めてまいりたい、こういうふうに思つております。

○平岡委員 こういう問題ですかから、警察庁としても法務省にしても答える範囲というのがあると思いますから、私もそれ以上聞くつもりはありませんけれども、先ほどから申し上げているように、権力を持つていてる人たちに対して何らのチエックもきかない無法社会というのができるたら、日本は本当にどんな国になつてしまふんだ

ろうかということを私が心配しているということだけは冒頭申し上げたとおりであります。

そこで、法務大臣、今私が申し上げましたようなことがいろいろと報道されたりしているというような実態も踏まえて、我が国の法秩序を維持していく責任がある法務大臣としてどのように受けとめられたか、その所感をお伺いいたしたいと思います。

○南野国務大臣 御指摘のような実態があるかどうかということはともかくといたしまして、あくまで一般論として申し上げるならば、選挙のルールが守られるべきは当然であろうと思つております。

また、検察当局におきましては、法と証拠に基づきまして、刑事案件として取り上げるべきものがあれば、それは適切に対処されるものと思つております。

○平岡委員 法務大臣が直接指揮するわけにもいきませんけれども、しっかりと目を光させていただいたいと思います。同じ県の出身者だったと記憶しておりますけれども、そういう正義感の強い県民性もあろうかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、今度は逆に、先ほども冒頭申し上げましたように、一般的の市民の方々あるいは社会的に恵まれない人たちに対して権力で押さえ込んでしまうような管理社会ができ上がつてしまつたるのでないかという、そつちの心配の方の問題に関して、少年法の関係をちょっと御質問させていただきたいと思います。

実は、少年法が改正されたのが、平成十三年四月一日からの改正の部分がございまして、私もこの少年法の改正に当たりましては、直接その当時かわった人間として、当時の少年法の改正といいうものの方があつたが、やはり厳罰化というような言葉でくられていきましたけれども、適切であつたのかどうかということについては非常に疑問に思つてゐます。当時も、そういう視点からいろいろと質問をさせていただきました。

そこで、改正少年法が施行されて以降の状況をちよつとだけ紹介していただきたいと思います。

まずは、この改正少年法の施行の状況の中、原則検察官送致というのが入つていただけであります。つまり、できるだけ刑事案件を持つていて、ということでありますけれども、そういう状況の法律改正があった中で、原則逆送というものがどうだけ行われたかということについて、改正法施行前と後で比較していただきて、状況を教えていただきたいと思います。

○山崎最高裁判所長官代理者 改正少年法によつて設けられました少年法の二十条二項は、犯行時十六歳以上の少年が故意の犯罪により被害者を死亡させた事件を原則検察官送致対象事件としておりますが、その人員は、改正法が施行された平成十三年四月から本年七月までの間で、全国で合計三百二十二人でございまして、このうち百九十九人が検察官送致となつております。検送率は約六二%になります。

これに対しまして、法改正前十年間の平成三年から平成十二年までの間の検察官送致決定の状況を見ますと、統計のとり方に法改正後と多少の違ひがございますが、改正後の原則検送対象事件となる殺人、強盗致死、傷害致死事件の人員合計千五百七十三人のうち二百三十八人が検察官送致となつております。検送率は約一五%ということをございます。

○平岡委員 当時は、少年に対する处罚を象を広げていくとか、あるいはこうした形で手続の中でも刑事案件の方にできるだけ持つていく、そういうような改正が行われたわけでありますけれども、それを行つた一つの目的というのは、少年犯罪が、特に凶悪犯罪がふえているというような情報分析の中で、これをすることによってそうした犯罪が少なくなるのではないかというような、ある程度、検証をされてはいない。逆に、一九八〇年代のアメリカにおいては、厳罰化をすることによつてむしろ再犯率が高まつてしまつたと、いうような逆の結果が出て批判されたということ

もあつたわけであります。

そういう意味でいくと、当時の少年法の改正、厳罰化の改正というものがその後の少年犯罪の発生にどういう変化が生じてきているのか、どのような状況になつてゐるか、この点について法務省から御教示いただきたいと思います。

○大林政府参考人 統計から見ますと、少年刑法犯全体の検挙人員は、平成八年以降おおむね二十万人前後で推移しておりましたが、平成十六年は約十九万三千人と若干減少しました。これを少年人口一千人当たりの検挙人員、人口比で見ますと、平成八年以降上昇傾向にあり、平成十五年は一五・五となりましたが、平成十六年は一五となつております。

ただ、このような検挙人員の問題はいろいろな要因がございますので、改正少年法の影響が直ちにあるということはなかなか言いがたいかなというふうに感じております。

○平岡委員 分析するのはなかなか難しいんだろうと思ひますけれども、改正少年法で厳罰化を図つたことが、決して少年犯罪あるいは特に凶悪犯罪が減少しているということにつながつてないんだろうというふうに私は思うわけでもあります。むしろ、その当時も議論しましたけれども、少年犯罪という問題については、その少年を取り囲んでいるさまざまな環境、家庭であつたり社会であつたり学校であつたり、そうした環境というものが非常に大きな影響を少年に与える。そういうところをしっかりと総合的に対策を講じていかなければいけないとということを我々としては申し上げてきたところでございます。

今、るる計測的にも状況が報告されました。私の方の考え方も申し上げさせていただきましては、けれども、法務大臣に、今までの少年法改正前後の状況を踏まえて、平成十三年に施行された改正少年法に対する評価というもの、どのようなものをお思ひます。今お持ちですか、その点を御教示いただきたいと、

に、少年に対しては、やはり矯正というようなところをポイントに置いて、立ち直つていただきたい、いい大人になつていただきたいという心は十分に持つてゐると思います。

平成十二年の少年法等の一部改正は、少年及びその保護者に対し、その責任について一層の自覚を促しながら、少年の健全な成長を図るために、処分のあり方を見直すこと、少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図り、少年審判に対し、被害者を初め国民からの信頼を維持強化するための制度を導入すること、また、被害者への配慮を充実すること、この三つの柱を大切にしているものでございます。

この少年法改正の効果につきましては、例えば、数値上、重大な犯罪について検察官送致率が増加しております。また、検察官が少年審判に関与すること、また抗告の受理申し立ての制度によりまして、事実認定の適正化にも寄与しているものと考えております。

私といたしましては、少年犯罪の動向を引き続き注視しますとともに、関係機関において法改正の趣旨を踏まえた運用に努められて、少年の健全育成が図られることを期待いたしております。

○平岡委員 今、法務大臣、法務省の方がお書きになつたものを多分読み上げられたんだと思いますけれども、その中に、一々突っかかるつもりはありませんけれども、要するに、検察官送致がふえていることをもつてして何か成果が上がつてゐるかのような、そういうくだりがありましたけれども、それは逆だろうと思うんですね。検察官送致されると、刑事案件として处罚されるといふことになるわけでありますから、むしろ、少年を立ち直らせていく、育て直していくということについて、逆に私はいろいろな大きな問題が生じてきているのではないかというふうにも思ひます。

南野大臣は、余り法務行政の方は詳しくない、そういうつもりじやないです、詳しく述べないというよりは、むしろ厚生行政の方が本当に専門家であ

られると思います。厚生行政のあり方から考えてみても、こういった少年をいかに健全に育てていかく、もし誤った道に進んだ少年がいれば、いかに育て直していくか、立ち直らせていくか、この視点をぜひこれから持つていただきたい、この少年法の問題を考えていただきたいと思うわけあります。

そこで、もう一つ、私、こだわって質問していきましたが、もう一つ、私、こだわって質問していきましたが、その状況を聞いてみたいと思思います。

実は、前回の少年法改正のときには年少少年に対する刑罰を問うることが認められましたことがありまして、その状況を聞いてみたいと思いません。

対しても、刑罰を問うることが認められまして、そして、その結果として、十四歳、十五歳の義務教育の年齢にある子供たちが刑務所に入らなければいけない、こういうことになりました。そうしたら、本当にこの子供たちにちゃんととした義務教育に相当する教育が施せるんでしょうか、どうでしょうか、そういう体制が整っているんでしようかというふうに申し上げたんですけれども、もともと、そういう少年刑務所、刑務所にはそういう人たちが入らないことを前提にしかつくなっています。それで、十四歳未満の者であります。

○南野国務大臣 先ほどの件でも申し上げましたけれども、矯正という問題につきましては、我々、今充実の方向に向かっているということは一言申し添えさせていただきたいと思いますが、御指導の少年につきましては、少年院において刑を執行することが可能でありますけれども、その場合に、保護処分によつて送致された少年と同様に生活指導または教科指導、教育という面につきましても矯正教育を行うこといたしております。

他方、少年刑務所に収容された場合におきましても、個々の受刑者の特性やまた教育の必要性に

応じた個別的な処遇計画を作成いたしまして、個別担任による面接指導や教科教育等の矯正教育を充実して、体制を整えていっているところでございます。

○平岡委員 本来、この十四歳、十五歳の子供たちに懲役刑を科するということ自体、私は極めて大きな問題があるというふうに思いますけれども、仮に事実としてそうなった場合に、こういう子供たちが立ち直ることができないというようなことがあります。

そこで、実は、これはその後の話でありますけれども、前の通常国会に少年法改正法案というのが出されたと聞いております。その中には、少年院送致の年限の引き下げというのが提案されています。

そこで、実は、これはその後の話でありますけれども、前の通常国会に少年法改正法案というの意味では、私は、年少者、十四歳未満の子供たちを少年院に送つていくということが自体、これはいかがなものかと。逆に、今までこういった子供たちについては児童相談所とか児童自立支援施設の中でしっかりと育て直しをする、立ち直りを図つていく、こういうことの努力をしてきたわけあります。

その点について、十四歳、十五歳の年少少年についての義務教育、刑事施設における義務教育がどのようになつているのか、お答えいただきたいというふうに思います。

○南野国務大臣 先ほどの件でも申し上げましたけれども、矯正という問題につきましては、我々、

施設への送致しかありませんが、しかしながら、十四歳未満の少年でも、凶悪、重大事件を起こしたり、または悪質な非行を繰り返すなど、深刻な問題を抱える者に対しては、早期に矯正教育を授けることが本人の改善更生に適する場合があるというふうに考えており、こういう場合にはそれが適用したいということでございます。

そこで、十四歳未満の者でありますけれども、子供たちが立ち直ることができないというようなことにならないように、しっかりと注視をしていていただきたいということをお願いしたいと思います。

そこで、実は、これはその後の話でありますけれども、前の通常国会に少年法改正法案というの意味では、私は、年少者、十四歳未満の子供たちを少年院に送つておられるところとすると、個々の少年院に収容できることとなるのが、個々の少年の抱える問題に即した適切な処遇の選択につながるものというふうに思つております。すべてそのようにということではなく、特性をその中から見ていくということもこの配慮の中にはあるというふうに思つております。

○平岡委員 この改正法案はこの国会には出でていませんが、私は、年少者、十四歳未満の子供たちを少年院に送つていくということが自体、これはいかがなものかと。逆に、今までこういった子供たちががなものかと。しかし、今までこういった子供たちを少年院に送つておられるところとすると、個々の少年院に収容できることとなるのが、個々の少年の抱える問題に即した適切な処遇の選択につながるものというふうに思つております。すべてそのようにということではなく、特性をその中から見ていくということもこの配慮の中にはあるといふふうに思つております。

○平岡委員 この改正法案はこの国会には出でていませんが、私は、年少者、十四歳未満の子供たちを少年院に送つていくということが自体、これはいかがなものかと。逆に、今までこういった子供たちを少年院に送つておられるところとすると、個々の少年院に収容できることとなるのが、個々の少年の抱える問題に即した適切な処遇の選択につながるものというふうに思つております。すべてそのようにということではなく、特性をその中から見ていくということもこの配慮の中にはあるといふふうに思つております。

施設等への送致しかありませんが、しかしながら、十四歳未満の少年でも、凶悪、重大事件を起こしたり、または悪質な非行を繰り返すなど、深刻な問題を抱える者に対しては、早期に矯正教育を授けることが本人の改善更生に適する場合があるというふうに考えており、こういう場合にはそれが適用したいということでございます。

そこで、十四歳未満の者でありますけれども、子供たちが立ち直ることができないというようなことにならないように、しっかりと注視をしていていただきたいということをお願いしたいと思います。

そこで、実は、これはその後の話でありますけれども、前の通常国会に少年法改正法案というの意味では、私は、年少者、十四歳未満の子供たちを少年院に送つておられるところとすると、個々の少年院に収容できることとなるのが、個々の少年の抱える問題に即した適切な処遇の選択につながるものというふうに思つております。すべてそのようにということではなく、特性をその中から見ていくということもこの配慮の中にはあるといふふうに思つております。

○平岡委員 この改正法案はこの国会には出でていませんが、私は、年少者、十四歳未満の子供たちを少年院に送つていくということが自体、これはいかがなものかと。逆に、今までこういった子供たちを少年院に送つておられるところとすると、個々の少年院に収容できることとなるのが、個々の少年の抱える問題に即した適切な処遇の選択につながるものというふうに思つております。すべてそのようにということではなく、特性をその中から見ていくということもこの配慮の中にはあるといふふうに思つております。

ただ、施行されたのはいいんですけど、どうも聞くところによりますと、余り準備が整わないと状況のもとに施行されているのではないかといふふうに言われているようであります。

そこで、ちょっとお聞かせいただきたいのですが、この問題については徹底的にこの場でも議論させていただきたい。

むしろ、やるべきことは、先ほどから申し上げているように、児童相談所とか児童自立支援施設のあり方をしっかりと、こういった少年たちにも効果があるようにしていく、その方向で物事を考えるのがまず先であつて、それができないときに、では次は何を考えるかということが私は順番だと思います。

私は、いろいろなところから、これは整備が大幅におくれてしまつていて、というような指摘を受けているところでございますけれども、そうした認識があるんでしょうか。この点については、まず厚生労働省の方からお聞かせいただきたいと思います。

○西副大臣 お答え申し上げます。

厚生労働省におきましては、医療観察法施行後三年の間でおおむね七百二十床の病床を確保するという計画のもと、準備を進めてまいりました。現時点におきましては、指定入院医療機関については三医療機関、九十床が確保できるなどが立てております。これは年度内でございます。

それらのうち、国立精神・神経センター武藏病院、これは七月十五日に、それから独立行政法人の国立病院機構花巻病院、東北でございますが、

十月一日、それぞれ既に指定を行つております
て、今後さらにその確保に努めているところでござ
ります。

○平岡委員 私は、大幅におくれてしまつてゐる
んじやないかという指摘がありますがどうでしょ
うかということで聞いたんですけれども、とりあ
えずは三医療機関、九十床について目途が立つて
いるというお話をございました。

にあるという感じがちよつと薄れた感じで、一生懸命努力しているということでお話をあつたわけありますけれども、多分、事実は大変厳しい状況にあるんだろうと思います。

なぜそういう状況が発生しているかというと、やはり、もともとこの法律にかなり無理があつたのではないかというふうに私としては思つているのです。

これから医療機関の個別事情の状況を踏まえまして、医療の質や安全性が確保されることなど一定の要件が満たされている場合においては、十五床規模の病棟、それから既存病棟の改修による病棟も中に繰り込んでいくということを考えているところでございます。

なお、これらの病棟におきましても、三十床規模と同等の人員配置をしていくという意味では、

るということを大前提として、それぞれ個別の状況に応じて適切な病棟を設けていきたいというふうに考えて いるところでござります。

○平岡委員 今回、まだ施行されて間がないので、私も余り実態把握ができていませんので、いろいろ指摘があつた点についての質問をさせていただきました。この点については、さらにいろいろ実態を見させていただいて、さらに質問をさせ

ただ、聞くところによると、この法律に基づいて指定入院医療機関に入ることになるであろうと予想される件数は月二十人から二十五人ぐらいだろう、こういう話で、先ほどの九十床も、北陸病院については来年二月か三月ぐらいにならないと使えないといふような状況。そうして考えていくと、これは三ヵ月か四ヵ月ぐらいたつてしまふともう施設が足りなくなつてしまふというようだ

とか大事であるということを申し上げてきんだんとすけれども、こういう施設をつくるという形の法律ができてしまったということで、多分、私は、法律の制度設計がかなり、いろいろな現実とか国民の皆さんのが望んでいることはかけ離れたところにあつたのではないか、こんな気がしてしようがありません。

そういう意味で、こういった事象が現実に生じ

○平岡委員 現実はなかなか厳しいので、見直しの中、十五床程度の小規模のもの、あるいは既存の病棟を改造してそうしたものに充てるといったような苦労をしておられるという話がありましたが、それでも、そういうやり方で、本当に政府は国会で答弁したような高水準の手厚い医療が提供できるんですか。

あわせて、実は私も、かつて法務委員会においてましたときに、いろいろな行刑施設を見させていただきました。そこで、医療施設も中にはあるわけありますけれども、特に精神医療についてかなり厳しいといいますか、貧相などといいますか、不足しているといいますか、なかなかこれでは大変ではないかというような状況を目の当たりにさせていただいたわけであります。この点につい

○西副大臣 委員御指摘のように、この整備計画、私どももことしの年頭から、かなり厳しいということで、私が中心になりまして、それぞれの今予定されている病院を一つ一つチェックして、

てきていることに対して、私は、ある意味では、
厚生省あるいは法務省に対して責任を問うていいき
たいと思いますけれども、余り責任を問うといつ
たってどうしていいかというのがわかりにくいの
で、その辺はとりあえずおいておいて、こういう

地元の説明会も「寧に行つてきたところでござります。そんなところで、今年度中には三病院といふことです。が、それぞれ今設計をしている最中、それから調整をしていふところ、そういうところを鋭意これから前に進めるように頑張つてゐるところでござります。

ことをちょっと聞いています。

もう一つは、國立、それから独立行政法人の病院の比率を三分の一で当初予定していたんですね。が、やはり役割をもつと果たすべく、二分の一程度に役割をふやすために、今の八カ所からもう少し広げていこう、こういうことで打開を図ろうとしているところなんですが、ます。

ことをちよと聞いています。
政府は今、整備不足となつた指定入院医療機関について、指定入院医療機関としての規模も設備も持たない小規模病床で代用しようとしているといふうに一部で言われています。この言葉が正しいかどうか、あるいはこういった現象があるのかどうか、私にはちよとわかりませんけれども、検証できていませんけれども、そうした事実はあるんでしょうか。どうでしようか。

していなところでござります

ことをちよと聞いています。
政府は今、整備不足となつた指定入院医療機関について、指定入院医療機関としての規模も設備も持たない小規模病床で代用しようとしているといふうに一部で言われています。この言葉が正しいかどうか、あるいはこういった現象があるのかどうか、私にはちよとわかりませんけれども、検証できていませんけれども、そうした事実はあるんでしようか。どうでしようか。

○西副大臣 お答え申し上げます。

指定入院医療機関につきましては、当初三十床規模の独立した病棟のみを想定して出発をしていましたところでございますが、それぞれの自治体、そ

○西副大臣 お答え申し上げます。
先ほど申し上げましたように、当初三十床規模
ということで整備を進めてきたことは事実でござ
いますが、一病棟三十床規模ということが必ずし
も医療の質を担保するのに必須のものであるとい
うことではないというふうに考えておりまして、
事実、先進国と言われるイギリスでも三十床規模
が一応標準ということになつておりますが、十
七、八床規模の専門病棟も存在するわけでござ
まして、我々としましては、医療の質が担保され
ないかといふうに私は思いますけれども、この
点、本当に大丈夫なんでしょうか。どうでしょ
う。

関することについてでございますが、精神科治療は、刑の執行機関という枠組みの中で精神障害を有する受刑者の治療を行い、また、健全な状態で社会復帰するということを目的としたしておりますが、専門的な精神治療を必要とする受刑者につきましては、医療刑務所等に収容して治療を行っております。また、医療刑務所等に収容するまでもない軽度の方は、一般の刑務所において治療を行っております。

近年、精神障害を有する受刑者を初めとしたしまして、処遇困難者が増加傾向にあるということは先生も御存じだと思いますが、そういう場合、非常勤の精神科医師や作業療法士などの配置を行っております。

○西副大臣 お答え申し上げます。う。
ないかといふうに私は思ひます。点、本当に大丈夫なんでしょう。

けれども、この
。どうでしょ

関することについてでございますが、精神科治療は、刑の執行機関という枠組みの中で精神障害を有する受刑者の治療を行い、また、健全な状態で社会復帰するということを目的としたしております

たけれども、そういうやり方で、本当に政府は国會で答弁したような高水準の手厚い医療が提供できるんですか。

この点について、先ほども若干答弁では触れられていましたけれども、もともと予定していたものができない、そのかわりこんなものをつくるんだ、こんなもので代用していくんだということであらうならば、当然医療の進歩を怠ることなく、

○南野国務大臣　お答え申し上げます。
ミコ、最後に二回話しておしまつて三行で回答
不足しているといいますか、なかなかこれでは大
変ではないかというような状況を目の当たりにさ
せていただいたわけであります。この点につい
て、法務省としてどのように対応されているのか
ということについてもあわせて御答弁を願いたい
と思います。

この点について、先ほども若干答弁では触れられていましたけれども、もともと予定していたものができない、そのかわりこんなものをつくるんだ、こんなもので代用していくんだということであるならば、当然医療の水準は落ちてくるんじや

○南野国務大臣 お答え申し上げます。
まず、最後にお話しになられました行刑施設にて、法務省としてどのように対応されているのかということについてもあわせて御答弁を願いたいと思います。

めているとともに、心理療法士または臨床心理士とも言いますが、その資格を有する民間のカウンセラーや専門家に対しても、受刑者の処遇にかかる職員に対しましても、精神疾患やその特徴、精神障害を有する受刑者の処遇方法等に関する正しい知識を付与するための医療関係研修を実施いたしているところであります。

また、今後とも行刑施設の精神科医療の充実に努めてまいりたいと思つております。

さらに、その次の厚生労働省との関連でござりますが、この法律の対象となる方々の社会復帰の促進のためには、手厚い専門的な医療、これは先生もお話しになつておられました、それが提供できる指定入院医療機関を整備するということが大変重要である、これはともに共感を持っているところでございます。

厚生労働省におかれましては、ただいま、既にお話がございました、その必要な数の病床を整備するため全力で努力されていることを私も目の当たりにいたしております。法務省といたしましては、今後とも、必要に応じて厚生労働省と協議するなどして、これに協力してまいりたいというふうに思つております。

○平岡委員 心神喪失者等医療觀察法についてはさまざま問題があると我々は思つていますけれども、ある以上は、これが本来多くの方々が望んでいる方向でしっかりと運用がされなければいけないということもまた事実なんだろうと思ひます。そういう意味では、また、法務大臣もしっかりと、本来の目的を逸脱するようなことにならないように、しっかりと監視をしていくべきだと思います。

時間が来たようありますので、用意した質問ができずに多くの方々に御迷惑をおかけしているかと思いますけれども、残した質問は、再犯防止対策推進委員会におけるさまざまな問題点、それから入管行政、人権救済の問題、これらの問題については、この特別国会でも法案審議の合間合間に一般質疑をやつしていく予定にしておりますの

で、ぜひまた御協力いただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○河村(た)委員 河村たかしでございます。

きょうは、もう三年になりますか二年になりますか、名古屋の刑務所で刑務官が暴行したとされ

て、これは現実は全く違つていてるんですけど

も、国会で調べましたら、自民党も含めまして、

公明党さんは悪いけれども、民主もそうですね

れども、共産さんもそうですね、社民党さんもそ

うです、全党的な議員の方が刑務官が暴行したと

いうことを断定して、法務大臣におかれまして

も、刑務官の資質に問題があるという全く人格を

ずたずたに引き裂いたような答弁というか、大臣

も見えますけれども、個人というわけじゃなく

て、全体でしたので、こういうことがありました。

調べてみますと、それは国会から始まつたんで

すね。国会の質問から始まつていつた。行政がそ

れにこたえる恰好で、刑務官が逮捕なり起訴され

ていったということなんです。

私は、何でこんなことが起こつてしまつたのか

と。それと、国会と行政はいいのだろうかと。真

実究明は、無論、司法の独立というのは極めて重

要でございまして、そんなことは言うまでもない

んですけれども、裁判における真相究明というの

は、疑わしきは被告人の利益にということです。

わざで、行政とか国会の調査というのは、保護房

内で受刑者がもう一回傷つかないように、仮に事

故だとしたら事故が起きないように、徹底的な真

相究明が必要るんですよ、国会と行政というの。

だから、私は、何で起きたのかということを、

検証するということは国会独自として必要だと思

います。

ちょっとこれは後で委員長にもぜひお願いしたい

けれども、初めのプロセスをやはり検証しておかないと。こんな無責任なことというか、これは八

名の刑務官ですけれども、家族もおりますけれども

も、たまたまんじやないですよ。こんなことを

やつていいんだろうか、国會議員は、委員会は、

こういうことから、若干、なぜ起つたのかといふことを検証していただきたいということでございま

す。

私も、革手錠の話と放水の話をしたんですが、

今回は放水の話だけに絞りたいと思いますけれども、医者に聞きました、あり得ないと。傷の切片のことですが、水でこんなことはあり得ない

と。

ちなみに、冒頭陳述、これは国会に報告されま

したから裁判とは別に分けた方がいいんですね

ども、行政からも国会に報告を受けていますから

ね。そこでは、○・六キロの水圧ということに

なっています。○・六キロというと、東京都の平

均的な水道、そこで水をひねれば一・二ですから

ね。あそこの半分ぐらいの水をかけて、肛門の括

約筋が切れているんですけれども、これはあり得

ないと。

それから、ここへ来て参考人でお話をされた二

村さんという、今、日本外科学会の会長をされて

いる非常に立派な医者ですけれども、あの人も、

こう水をかけまして、受刑者さんは伏せていま

ので、直腸は縦の方向に、逆にこういうふうに

あつて、こちら側からかけたものがこんなふうに

上がつっていくということになります、これはあ

り得ないという話で、全く違うという話をしてお

りまして、何でこんなことが起つたかというこ

とでございます。

まず、委員長に冒頭聞いておこうか。

今まで何遍も話していますから、塙崎さんも非

常に、そこ辺は余り政局どうのこうのじゃなく

て、やはり国会としての役割でしょうか、間違つ

たときはただす、間違つたかどうかをきちんと

検証するということは国会独自として必要だと思

います。

うんだけれども、委員会の権威といいますか国会

議員の義務だと思うのですが、いかがでございま

すか。

○塙崎委員長 一般論としては正しいと思いま

でください。なしで言つてください。

いや、正しいと思います。

○塙崎委員長 では、御一緒に、当然、制約は

三権分立上のいろいろな問題がありますけれども、そういう立場でやつていくということでひとつお願いしたいと思いますけれども、どうです

か。

○塙崎委員長 理事会で諸つて、皆さんの御同意を得られる範囲でやつていきたいと思ひます。

ですが、理事会で理事会でと言ひますけれども、理事会というのは本来は本当の機関ではありませんし、委員長は別に自分でリーダーシップをとつてやつてもらわなかぬですよ、これは本当に。

それほど委員長の仕事というのは大事な仕事だ

ということです。

それで、まず、それでは、国会に報告されたと

ころもあるんだけれども、中間報告等であります

て、私が今まで聞きますと、要するに検察庁の捜

査状況のとおりだつたということでございま

す。で、初めに、検察も当然、行政の一環としてこの

委員会での対象になつておりますし、個々の検察

官が独立して職務を行うというのと、検察官一体

の原則というのがありますけれども、あれはどう

いうふうなものですか、特にこの名古屋刑務所の

話についてはどうだつたんでしょうか。

そこで、まず、それでは、国会に報告されたと

ころもあるんだけれども、中間報告等であります

て、私が今まで聞きますと、要するに検察庁の捜

査状況のとおりだつたということでございま

す。で、初めに、検察も当然、行政の一環としてこの

委員会での対象になつておりますし、個々の検察

官が独立して職務を行うというのと、検察官一体

の原則というのがありますけれども、あれはどう

いうふうなものですか、特にこの名古屋刑務所の

話についてはどうだつたんでしょうか。

○大林政府参考人 検察官の独立性と、検察権

が、司法権の独立に準じて、他の力に左右され

ることなく公正に行使されなければならないことか

ら認められた原則でございまして、検察官は、

個々の検察権は個々の検察官に属し、個々の検察

官がみずから検察事務に関する権限を行使するこ

ととされております。

その一方で、検察権の行使が全国的に均齊に適

正になされることは国民の基本的権利義務にかか

る事柄で極めて重要でございまして、検察同一

体の原則として、個々の検察官はその上司の指揮

監督に服し、また、検事総長、検事長または検事

がその指揮監督する検察官の事務をみずから取

り扱い、またはその指揮監督するほかの検察官に取り扱わることができることとされておりま

す。このように、検察官は、検察権行使について、

上司の指揮監督を受ける地位に置かれていますが、これは個々の検察官が検察権行使の意思決定機関であるという原則を否定するものではなく、個々の検察権行使の権限と責任は個々の検察官にあります。

名古屋事件は具体的な事件の問題でございますので、これに当てはめてどうかということはお答えを差し控えさせていただきたいと思います。

○河村(た)委員 最後に述べられたことですけれども、それはいかぬですよ。やはりここまでちゃんと報告してきて、真実がどうであろうと、手続的に、検察院内部で国会への報告がどういうステップでなされたか。個別の名前を挙げるかどうかは別としまして、どういう機関で相談してどういうステップでこういうことが国会に中間報告でなされたかということ、これは聞かないかぬですよ。大臣、そう思うでしよう。

あなた、何かこの間そこで書き物を読まれて、司法は非常に重要な課題であるということでいろいろ言つておられるじゃないですか。刑事に関する体制の充実はもちろん、時代の要請に即応した法整備を図ることも重要な課題であるということで、諸課題に取り組む決意でありますので、よろしくお願ひしますと私も頼んでおりますけれども。

だから、どういうふうに逮捕なりそういうのがなされていって、名前は別ですよ、一定のシステムの問題をお話しただくのは当然でしよう。大臣、どうですか。

○南野国務大臣 今、検察当局において、法と証拠に基づきながら調査されておる件でございますので、個別の案件として私から申し上げることはできないということでございます。

○河村(た)委員 そんなことばかり言つておると聖域になつてしまふ。

委員長、いいですか、報告を受けた書類がどう

いうステップで決裁されていて、どういうふうに相談されていったかということがわからぬといふことですよ。

こうのはだれに聞いたらいんだろう。これは本当は委員長だけれども、そうするとまた理事会でと言ふんでしょう。

もし委員会で報告を受ける方が、それはわからぬと言ふんだつたら、何ですか、これは。当然そうだと言つてくださいよ、これだけは。こんなのは理事会要りませんよ、当然ですよ、委員長。

○大林政府参考人 今、個々の検察官とそれから上司の検察官の権限といいますか、そういうことについて申し上げました。

私も、一般論として御説明できるところは御説明したいと思います。ただ、今の名古屋事件については現在係属中であります。ですから、主任がだれだと、どの決裁を受けてどのような各人の判断がなされたかとか、これは検察内部の問題でもございませんし、あるいは公判中の事件でもございませんし、この点の具体的なお答えについては、これは差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、一般論としてどういうシステムかということもついては、お尋ねがあればお答えしたいと存じます。

○河村(た)委員 裁判をやつておるといつて、こつちもやつておるんですからね。言つておきまされども、こつちも。

真相究明は、何遍も言いますけれども、これは裁判所とはまた別個に、大臣、行政にありますね、再発防止のために。では、それをもう一回確認しておこう。

○南野国務大臣 いろいろな予防的な問題については、それはそれで個々にあるかもわかりませんけれども、今先生がお尋ねの案件につきましては、既に調査中の案件でございますので、私の方から、先生がおつしやることが正しい、どなたがおつしやることが間違つておるとか、そういうことは私の立場で言うことではないと思いますの

で、お答えできません。

○河村(た)委員 調査義務があるかどうか。

○南野国務大臣 法務省では、行刑行政を所管する立場から、これまでにも可能な限りの行政上の調査を行い、国会に対してその結果を御報告してきましたところでございます。

一連の名古屋刑務所の事案につきましては、現在、先ほども申しましたように、名古屋地方裁判所で公判が係属しているものと承知いたしておりますので、今後とも公判の推移を見守りながら必要な調査等を実施してまいりたいと考えております。

○河村(た)委員 こういうのは本当は許しがたいけれども、ここでとまつちやうので、残念ながら。これは裁判とは違うんですから。あなた、めちゃくちゃですよ、こんなことを言つておつたら。

○河村(た)委員 ついで、検察官が逮捕、逮捕は大好きですね、やはり人生をどうするかということで非常に。それはやはり個々の検事、検察官が判断がなされたかとか、これは検察内部の問題であります。それで、上司には、アドバイスか何か受けれる、どうなんですか、一体の原則の場合、実際は。

○大林政府参考人 先ほど申し上げましたように、検察事務、事件処理につきましては、検察官、個々の検察官が責任を負う。しかしながら、御案内のとおり、事件には非常に重大な事件と一般的な事件と、いろいろございます。ですから、一般論として申し上げれば、特に重要事件については、その身柄処理等も含めて上司に相談をするというものが通例ではないか、このように思いますが。

○河村(た)委員 相談をするということですかね。

そうすると、それなりに決裁をするというのか、上司は、それは検事正さんなのか主任なのか、その辺もちょっとお聞かせ願いたいんだけれども、決裁をするわけだ、逮捕状、請求してもいい

ことがありますけれども、いわゆる重要事件については上司に一応相談しまして、協議を経て、それで、例えば令状請求をするとかいう判断に至ることもありますけれども、いわゆる重要事件については上

司に一応相談しまして、協議を経て、それで、それがございました。

これは、各府によつてその感覚、感覚といいますか取り扱いが違うかもしませんが、一般的に

私どもが理解しているのは、量刑、求刑といいま

○大林政府参考人 一般論として申し上げれば、検察官の上司は、いわゆる決裁を行う前提として、事案の性質に応じて、事件記録に目を通すこともあれば、個々の検察官からの報告に基づいて判断することもある、このように承知しております。

○河村(た)委員 今、重要な事件はと言われましたけれども、その重要な事件というのをちょっと聞いておこうか。

どういうふうにそれを分けるんですか。検事一人で逮捕状を請求する場合もあるんですか。それがある一定のものになると、それは主任なのか検事正なのか検事長なのか、最高検なのか検事総長なのか、そちら辺はどういう仕切りなんですか。

○河村(た)委員 今、重要な事件はと言われましたけれども、その重要な事件というのをちょっと聞いておこうか。

どういうふうにそれを分けるんですか。検事一人で逮捕状を請求する場合もあるんですか。それがある一定のものになると、それは主任なのか検事正なのか検事長なのか、最高検なのか検事総長なのか、そちら辺はどういう仕切りなんですか。

○大林政府参考人 今のお尋ねが、例えば逮捕状を検察庁において請求するという場合をお尋ねでありますならば、原則として、やはりそれは主任検事がその名前において請求するのが通例であろうと思います。ただ、それは事件の性質あるいはその検察庁の規模、組織がいろいろ異なりますので概には言えませんけれども、私の承知している限りでは、主任検事の名前においてやるのが通例ではないか、このように考えております。

○河村(た)委員 それは、主任検事は、今言われたことですから、当然上司に、アドバイスといったらいいんですね、相談というんですか、許可をもららうんですか。どういうことなんですか。

○大林政府参考人 これは、先ほど申し上げましたように、事件の規模等によって異なるわけでありますけれども、いわゆる重要事件については上

司に一応相談しまして、協議を経て、それで、例

えば令状請求をするとかいう判断に至ることもあろうかと思います。

それから、先ほど、重要事件とは何かというお尋ねがございました。

これは、各府によつてその感覚、感覚といいますか取り扱いが違うかもしませんが、一般的に

私どもが理解しているのは、量刑、求刑といいま

すか、非常に重くなるような重大凶悪事件と言わされるもの、それから、刑はそんなに重くなくても、新聞等に大きく出て国民の皆さんに関心を持つような事件、こういうものはやはり重要事件とされているのではないか、こういうふうに理解しておられます。

○河村(た)委員 そうなると、名古屋の話も、これは当然重要事件でしたね。

○大林政府参考人 私はそのように理解しております。

○河村(た)委員 そうすると、やはり冒頭陳述とかああいうものも、現場の方が、主任がやられて、それはどうなるんですかね。ああいうようなものについては、検事止なんですか、やはり最高検なんですか、これはどうなるんですか。

○大林政府参考人 今お尋ねのものは、具体的な事件における検察部内の判断の過程にかかる事項なので、法務当局としてはお答えすべき性質のものではないというふうに思いますが、今まで私が御説明しているとおり、一般論で申し上げれば、上司がそれなりに見ているものというふうに思つております。

○河村(た)委員 上司の中にはどういうものがあるんですか。やはり最高検というのもあるわけですね。

○大林政府参考人 今お尋ねのものは、私の受けとめ方としては、一つの検察院内部の手続としてお尋ねだというふうに理解しております。ですから、通常言う主任検事がおり、大きな検察院であれば副部長とか部長とか、あるいは次席とか検事正とかいうふうにあります。

名古屋事件の場合にどのような決裁の仕方がなされたのかということは申し上げられませんけれども、一般論で申し上げれば、重要な事件について、それは主任検事限りではなくて、上にも御相談し、いろいろ議論はされているんだろうというふうに一般論では思います。

○河村(た)委員 その上というのは、最高検まで行く場合があるかどうか、ちょっと一つ。

○大林政府参考人 御案内のとおり、検察庁は、地方検察庁の上に高等検察庁があります。それが、その上に最高検察庁があります。それは、検察権行使のトップは最高検察庁でございますので、事案によっては高等検察庁に御相談することもあるし、最高検察庁に御相談してその指揮を仰ぐ、そういうこともあります。

○河村(た)委員 何か御前会議というのがあるといふ話を聞きますね。最後に検事総長という大変偉い方がそこにお見えになつて、その下が次長さんですか、次長検事か、現場から上がってきて、それを決裁する、そういう非常に重要な会議があると聞いておりますけれども、それはどうでしょうか。

○大林政府参考人 一般論として申し上げれば、地方検察庁や高等検察庁は、事件の捜査方針等について最高検察庁などの上級庁に協議を行うことがございます。今おっしゃる御前会議と称するかどうかはともかくいたしまして、そのような協議の場に検事総長が出席することもあり得る、このよう承知しております。

○河村(た)委員 そういう報告というのは、文書で上がってくるのか口頭なのか、どういうことでしようか。上の報告。

○大林政府参考人 これも一般論でございますが、割合と緊急を要する場合には口頭といふこともあります。それから、当然文書を用いた方がいいケース、これは少なくないとは思いますけれども、これについては文書をもつて協議に当たるということもございます。

○河村(た)委員 これはやはり本当に委員長の努力をいたしかねといかぬのだけれども、最低でも名古屋刑務所のああいうものは、ここへ出していまつたいた報告書がありますよね、中間報告。あれは、どういうふうに、あの資料はだれがどうつくったんですか。あの入手経路は何なんですか。入手経路というか、あれに書いてあつたことは、どちら聞かれてどうされたんだですか。

○大林政府参考人 前にも御答弁させていただいたとおり、小賣部の職員等に対する聞き取り調査等々を行っております。

○河村(た)委員 実際はそれもほとんどなしに等しいんですね、その調査も。はつきり言ふと、検事の言つたとおり書いたんじゃないの、局長。

○大林政府参考人 これも前に御答弁させていたいたいと思いますが、当時の経緯は、今被告人とされました人たちについては、いわゆる身柄、逮捕されることになり、ある面では隔離された形になつています。

当初においては、事案の真相を発明するということにおいて、検察において中心になつて動いておりましたので、矯正においては、その捜査の妨げにならない限りにおいて職員等の調査をした、このように承知しております。

○河村(た)委員 だから、その検察庁の中で、最低でも、どういうプロセスを経て、最高検が指示したかどうかぐらいは聞かないと。委員長、本当にそのくらいは聞かない。

大臣、あなた、何か刑事司法を充実させると言つておられるけれども、このぐらいのシステムがわ

たと思いますけれども、これは名古屋地方検察庁が主として捜査を行つたものでございますので、矯正当局から入手した情報もあります。それから、矯正当局からその情報をいたいたるものもござります。それらをまとめて報告書として出させていただきました。

○河村(た)委員 そうですか。やはり矯正当局もあつたですか、矯正当局からのいろいろな情報も。あつたんですか、矯正当局からのお問い合わせを仰いでいました。

○河村(た)委員 調査委員会の御指示に基づいて種々の調査をなした、こう承知しております。

○河村(た)委員 そうしたら、少なくとも、これは矯正局長に聞きますけれども、今回は放水でいえば、放水のいろいろな話が出てきますので、その間、それはどう調査をされたのか、そのところをちょっと教えてもらえますか。

○小賣政府参考人 名古屋刑務所の職員等に対する聞き取り調査等々を行っております。

○河村(た)委員 実際はそれもほとんどなしに等しいんですね、その調査も。はつきり言ふと、検事の言つたとおり書いたんじゃないの、局長。

○大林政府参考人 これも前に御答弁させていたいたいと思いますが、裁判が行なわれていて、それが集約された形、それを集約のものとして今起訴され、公判活動が行なわれていて裁判官がだれであつたかとか、どのような決裁がなされたのか、それが集約された形、それを集約のものとしてございまして、私どもとして、そのような具体的な検査の内部、判断過程についてちょっと申し上げることはできませんので、それはやはり裁判を、それを凝縮した形として裁判が、どのような形で判決が出るかということを見ていただきたいなとうふうに考えております。

○河村(た)委員 裁判を見ていただきたいというのは裁判上の話で、悪いけれども、それはちょっといかぬです。

私は真実を、どういうことがあつたとは聞いていないんで、少なくとも最高検が名古屋地検を指揮したかどうか、どういうやりとりが行われたか、内容は別としてですよ。そのプロセスぐらいは聞かなかつたら、これはちょっと、こちらに何にも出しておらぬのならまた別ですよ。それから、国会議員の方が、これは全員ですからね、それを信じて質問したのは、ほとんど全マスコミが刑務官が暴行を働いたということを日本じゅうに宣伝したわけでしょう。

だから、その一番最初の、どういうプロセスを経て検察庁の中でそういう報告書ができる上がるたから聞かれてどうされたんだですか。

ぬですよ。これを言わなければ、検察庁は本当の聖域になりますよ。

○大林政府参考人 委員がおっしゃるよう、それは、司法としての役目と、それから国会としての役割といふものは、一応三権分立とは言われていますけれども、私ども、国会、委員会が重要な機能を果たしておられるることは十分承知しております。捜査に関することでも、中間報告、その後の報告において、できる限りこの委員会に報告したつもりでございます。

ですから、その役割を否定するものではございませんけれども、それ以上の内容、今おっしゃられるような内部の決裁あるいは報告関係については、これは検察機能という問題もありますし、いろいろな観点から、ちょっと法務当局としては申し上げられないということを御理解願いたいと思います。

○河村(た)委員 ちょっと待つてちょうどいい。それでは、これを言つたとして、どういう不都合があるんですか。どういう不都合がありますか、最高検において決裁したとか、こういう指示を出したとか。国会から何らかのアクションが行つたはずなんですよ、一番最初は国会。そこからですから、国会から何らかのアクションが行つたはずなんですよ、一番最初に国会の法務省担当から。だから、そこら辺のところはどういう不都合があるんですか。

反対に、自信を持つて言えばいいじゃないですか、検察庁一体の原則として堂々と起訴しましたと。最高検も、御前会議かどうか私は知りませんよ、それが本当にあつたかどうか。そういうところで合意して、堂々と起訴いたしましたと言えばいいじゃないですか。なぜそれを言えないんですね。言えないのはどういう不都合があるのか教えてください。

○大林政府参考人 まず、捜査の端緒につきましては、いわゆる九月事件について、名古屋地方検察において、名古屋刑務所から通報を受け、捜

査を開始したものと承知しております。

それから、今の内部の問題でございますが、それは一般論で申し上げれば、いわゆる重要な事務において、決裁のやり方はいろいろ異なると思われますけれども、そのプロセスというのは、一般論で申し上げればいろいろな事件があるのだと思いまして、それで検察官の独立の原則で、基本的に主任検事において起訴等をする権限を持つております。ただ、それが恣意的なものにわたらないということで上司に相談し、最終的には、検事総長をトップとする最高検察庁の指揮監督権もございます。

ただ、いろいろな事件を処理する場合においては、それぞれの検察官がそれぞれの経験に基づいて、いろいろな意見が当然交わされることになります。それは、だれがどう言ったとか、どういう指揮をしたということではなくて、私どもの検察活動として凝縮されるものは、起訴状であり、不起訴裁定書であり、それから公判活動でありといいます。

う問題で、そこですべて最終的な結論といいますか、そういう外に向かつての検察権の行使の中身が出ているわけございまして、その内容を余り申し上げるわけにはいかないということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○河村(た)委員 私は内容を聞いているわけじゃないでしよう。最高検と相談されて、最高検の了承の上に逮捕状を請求されたのか、それを答えてください。こんなことは言わないかぬですよ、本当に。

○大林政府参考人 そもそも捜査の内容にかかわることでございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○大林政府参考人 何度も恐縮でございます。

則というものを中心としております。

その過程におきまして、いろいろ協議をして、参考意見が出、最終的な結論が出るものだと思いますけれども、そのプロセスというのは、一般論で申し上げればいろいろな事件がありまして、それについてどのような決裁が行われたかということは、それぞれ検察の内部においていろいろな判断がなされ、適切な形で今のような処理がなされているものであります。それで、やはり個々の事件についてどのような決裁が行われたかということを法務当局として申し上げることはちょっとできません。

○河村(た)委員 こんなことでは、これは本当の聖域ですよ。決めてきたプロセスぐらい教えてもらわないと。

どうもこれは、あれじゃないですか、結局、実際は一体の原則になつていて、上が指揮してやるんだけれども、失敗することもある。そのときは検察官独立ですか、独任制ですか、独任制の官庁ですか、だから主任とか現場の検事に責任を負わせる、そういうことじゃないですか。検察庁の内部はそうなつているんじゃないですか。上は責任をとらない、現場の検事だけ、失敗したときは責任をとらせる。そういうためにあなたはこれを答弁しないんじゃないの。

どうもこれは、あれじゃないですか、結局、実際は一体の原則になつていて、上が指揮してやるんだけれども、失敗することもある。そのときは検察官独立ですか、独任制ですか、独任制の官庁をとらない、現場の検事だけ、失敗したときは責任をとらせる。そういうためにあなたはこれを答弁しないんじゃないの。

○大林政府参考人 今の責任の問題云々、内部の例えれば責任の問題のこととは、ちょっと私はそれは違うかな。

今このシステムは、あくまで主任検事がその権限に基づいてするべきだというシステムになつてしまつて、最終的にそれは主任の判断において起訴したわけですから、その判断が間違つていれば、その責任を問われることはあるかもしれませんが、上がるその責任を逃れるために今このシステムがつくられているというものではない、このように考えております。

○河村(た)委員 それなら堂々と言わなきゃですね。検察、最高検も一緒になつて、証拠に基づいて堂々と起訴しましたと。では、そう言つてくれます。

○大林政府参考人 最終的な処理をするということで動いている官庁でございまして、先ほどから申し上げているところです。それで、この件の了解を得てやりましたと。一体何がいかぬのですか。

○大林政府参考人 先ほど申し上げましたように、一般論として申し上げれば、いわゆる重要な事務について、決裁のやり方はいろいろ異なると思いませんけれども、それは事件の性質等に応じて、必ず申し上げますが、具体的な事件における決裁状況等について申し上げることは差し控えさせていただきたいと存じます。

○河村(た)委員 これでは、やはり検察庁は聖域ですね。神の領域ですよ。これは、(発言する者あり)そういうことです。プロセスまで教えてもらえぬのですから。これは、ちょっと時間がないのでありますけれども、次に申し上げて恐縮でございますが、具体的な事件における決裁状況等について申し上げることは差し控えさせていただきたいと存じます。

○河村(た)委員 これでは、やはり検察庁は聖域ですね。神の領域ですよ。神の領域ですよ。これは、(発言する者あり)そういうことです。プロセスまで教えてもらえぬのですから。これは、まだやります。

○塙崎委員長 理事会で諮ります。

○河村(た)委員 それでは、リラックスして答えていただいてもいいんですけども、仮に名古屋刑務所事案が無実となつたときに、国会に対する皆さんの責任、国会議員もそのまま許されると私は思ひませんよ、だけれども、これはどうなりますか。

○大林政府参考人 今お尋ねの事件は現在公判係長、次席検事、検事正、高検検事長、最高検検事総長、法務省刑事局長、法務大臣、この皆さんは国会に対してどういう責任をとられますか。国民に対してと言つてもいいんですけども、これをちょっとお答え願えますか。

○大林政府参考人 今お尋ねの事件は現在公判係属中でござります。その具体的な事件について、無罪判決を想定してのお答えはいたしかねるということを御理解いただきたいと思います。

○河村(た)委員 こう申し上げておきましたので、これは国会としては、重大なことですからね、もしくはなつた場合は。

いいですか、委員長、これは重大なことですよ。

なぜこうなつたのかを明らかにして、しっかりと責任をとつてもらう。それを答弁してください、委員長。

○塙崎委員長 そのときはそのとき、議論しましょ。

○河村(た)委員 何ですか、それは一体。当たり前のことじやないですか、そんなことは。当たり前のことではなくて、その場合は重大な責任が発生する、それは言つてくださいよ。

○塙崎委員長 あくまでも仮定の話ですから、どうなるかもまだわかりませんので、その結果が出来たときに考えましょと言つてているんです。

○河村(た)委員 まあ、いいですわ、一応。もつと本当は委員長というのは権限があるんだから、権威があるんですからね、堂々とやつてもらわないよ。

○塙崎委員長 いや、だつて、どうなるかわからないんだから、まだ。

○河村(た)委員 いや、なつたときと言つてているんです。

○塙崎委員長 それは仮定の話だと言つてているん

○河村(た)委員 まあ、いいわ。一応、それでは、なつたときはちゃんと議論するということでいいです。

○塙崎委員長 そのとおり。

○河村(た)委員 では、もう一つ最後に、これは刑事補償の問題で、こういう無実を争つたような場合に、これは刑務官の場合なんかでも百分の六十出ていますけれども、あととの百分の四十については、これは裁判のことになるかわかりませんけれども、たしか出るのがあつたですね。

○大林政府参考人 制度の説明をいたしますと、無罪判決が確定した場合、刑事補償制度の補償の範囲等につきましては、裁判所が、拘束の種類及びその期間、本人が受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮し、公益の代

表者である検察官と請求人の意見を聞き、決定し、補償額につきましては、その日数に応じて、一日千円以上一万二千五百円以下の割合による額

の補償金を交付することができるものとされております。

○河村(た)委員 最後に一問、もう時間が来ましたので。

○塙崎委員長 私選弁護人の弁護費用、それから鑑定、本来はこんな法務省がやらないかぬのだけれども、物すごい努力をして、真相を明らかにしてやつていらんですけれども、そのお金については、これはどうなるんでしょうかね。

○河村(た)委員 ちよつともう時間がないのですが、国賠ということになると、いろいろな故意過失を証明せないかぬことになりますので、やはりそれは酷だと思うんですよね。そういう場合には、何か規定があるようなふうですけれども、実際、そんなことは、やつたことはあるのか。

○塙崎委員長 そのところはもうちょっと、将来の対応についても、民間人が実は検察庁のやるべきことをやつたわけですから、検察庁は無罪の代理人をすることがあるわけでしょう、公益の代表者として。その場合はやはりきちんと補償する、できぬならできぬでそういう道を今考えるとか、ちよつと一言、最後にお願いします。

○大林政府参考人 委員御指摘の弁護費用につきましては、刑事訴訟法に規定された費用補償の手続において弁護人に対する報酬が補償されることになつておりますが、その補償は、被告人であつた者の請求により、無罪の判決をした裁判所が決定することになります。

○塙崎委員長 ちよつと不十分ですが、また今

後引き続いてやります。

○高山智司君 民主党的高山智司でございます。若輩ではありますけれども、このたび法務の理

事にさせていただきましたので、どうぞよろしく御指導をいただきながら、質問をさせていただきたく思います。

○塙崎委員長 次に、高山智司君。ついで終わります。

○高山智司君 次に、高山智司君。若輩ではありますけれども、このたび法務の理

事にさせていただきましたので、どうぞよろしく御指導をいただきながら、質問をさせていただきたく思います。

○塙崎委員長 まず、これは大臣にちよつと伺いたいのです。これから財政的にもきつくなるこの国で、税金のむだ遣いもやめなきゃいけない、民間にできることは

民間に、官から民へ、こういうようなキーワードでいろいろやられたと思うんですけども、やはりそういう中で、お金の使い方、とりわけ税金が最後どういうふうに使われているかということは極めて重要なんですね。だから、できるこ

となら、税金を原資とされているものは最後の一円まで明らかにする、できることならですよ、こ

ういう姿勢が望ましいと思ふんです。

○塙崎委員長 大臣、税金の使い方ということに関して、どういうようなお考えを持たれて今まで政治活動をされてきて、そして今大臣としてやられているかと

いうことをちよつと伺いたいのです。

〔委員長退席、吉野委員長代理着席〕

○南野国務大臣 税金というものの本来の姿であるならば、これは国民から皆いただいているわけ

でございますので、それが一円たりともむだに使われるこのないよう、我々、ちゃんとしなければならないと思っております。

○高山委員 今大臣からも、本当に最後の一円までむだにしないように使わなければいけないと。

○塙崎委員長 そして、私は特に、これはもともと国民のお金ですから、すべてオープンにして、可能な限り、どういうふうに使われたのかとやつていくべきだな

といふには思つております。

○大林政府参考人 でありますけれども、政治家の資金管理団体で、今、五万円未満のものは領収書をもらわなく

になつてゐるじゃないかといふような議論もされおります。そんな中で、確かに、タクシーに

ちょっと乗つたとか、ちよつとした会合で領収書をもらひ忘れた等、これは多々あると思うので、使途不明が出ることは、少額であればやむを得ないというふうには私も思つております。これは後で時間があれば聞こうと思つております。

○塙崎委員長 もつと大きいむだ遣いといいますかお金の使い方について、法務省の中に特別会計があると思うんですけども、この件についてまず伺います。

○塙崎委員長 それで、時間があれば、さらに細かい、その使途不明金がどういうものがあるかというお話を大臣も副大臣も政務官もきょうはいらっしゃいますけれども、それぞれ国会議員の先生でございますので、伺つていただきたいというふうに思つております。

○塙崎委員長 まず、特別会計でそれとも、これはまず大臣に伺いますけれども、法務省に登記特別会計といふのがござりますけれども、これは一体どういう目的でつくられて、どのぐらいの規模、規模といふのは年間の収入がどれぐらいあるというものなのか、まず教えていただけますか。

○塙崎委員長 全国の登記所で取り扱つております不動産登記及び商業・法人登記の業務につきましては、高度経済成長以降の激増する登記事件に対する登記事務処理が大幅に遅延するなど、憂慮すべき状況となつていただために、早急にコンピューターの導入を図るなど登記事務処理体制の抜本的な改革を行い、事務処理の円滑化と適正化を図ることが必要となつていたという土台がござります。

○塙崎委員長 そこで、これに対する経費は登記制度の利用者が負担する登記関係手数料で賄うということになつておりましたし、登記関係手数料はコンピューターなどの登記関係経費に充てられることが明確にするために登記特別会計が創設されたものであります。これは昭和六十年でございま

○高山委員 今、利用者負担というお話、それと登記手数料がコンピューター化に使われることを明確にするために行われたんだというお話をしたけれども、そうしますと、近年のもので構いませんけれども、大体、毎年幾らぐらいの収入があるけれども、大体、毎年幾らぐらいの収入があるから、そしてそれが幾ら何に使われているのかということをお答え願いたいのです。これはコンピューター化に使われているいるということですか

○南野国務大臣 年間の収入につきまして、これは平成十七年度でございますが、約千八百二十九億円です。そのうち手数料は約九百七十四億円でございます。

また、歳出につきまして、これも平成十七年度でございますが、約千七百三十四億円ということをございまして、歳出の主なものは、登記所の職員の手数料または登記情報システムの運営経費またはコンピューター化の移行経費、それから登記所の設備費などござります。

○高山委員 あれ、ちょっと大臣、今、登記所の職員の手数料あるいはコンピューター化の経費といふようなお話をされましたけれども、登記特別会計は、これはコンピューター化の経費のために、それを明確にするために特別会計なんですか。

それを教えていただかないと、これはちょっとと看板に偽りあるなんじゃないかというふうに思うんですけれども、大臣もそのように当然思われると思うので、ちょっとその割合を教えてください。（南野国務大臣）ちょっとお待ちください、調べてます」と呼ぶでは、時間をとめてください。時計をとめてください、調べているので。

○吉野委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○吉野委員長代理 速記を起こしてください。

○南野法務大臣

明確にするために行われたんだというお話をしたけれども、そうしますと、近年のもので構いませんけれども、大体、毎年幾らぐらいの収入があるから、そしてそれが幾ら何に使われているのかということをお答え願いたいのです。これはコンピューター化に使われているいるということですか

○南野国務大臣 今先生お尋ねの分について、人件費は大体九百六億円でございますが、今割合は七十億円の支出があると。その中で九百六億円も人件費なんですか。これは全然コンピューター化に使われていないじゃないですか、このままだと。ちょっと大臣、どう思われますか、今御自身で言われた数字を聞いて。

○南野国務大臣 十七年度の歳出、これは約千七百三十四億円でございます。

○高山委員 失礼。

だから、千七百三十四億円のうち、半分人件費じゃないですか。コンピューター化に幾ら使われているんですか。登記特別会計はコンピューター化をするための、それを明確にするための特別会計なんですか。登記特別会計はコンピューター化をするための、それを明確にするための特別会計なんだと、お答えがなかつたのでもう一度お願ひいたします。

○富田副大臣 コンピューター化のためだけに登記特別会計を設けたわけではありません。大臣も先ほど答弁の中で、コンピューターの導入を図るなど登記事務処理体制の抜本的な改革を行い、事務処理の円滑化と適正化を図る、そのため登記特別会計を設けたというふうに言つておりますので。

人件費が九百六億円、そのほかに物件費が七百七十七億円、この物件費の中に、コンピューターシステムのいろいろな設計とか、そういう費用が入っております。

○高山委員 物件費というと、庁舎のいろいろな設備とかどんどん入ってきていますよね。コンピューター化に幾ら使っているのか。今副大臣から、もちろんコンピューター化だけにじゃないん

だというような御答弁がありましたけれども、大臣、これはちょっと看板に偽りありますかとあります。

コンピューター化のために特別会計をつくりました。年間二千億近い収入がある。しかも、それで、コンピューター化に今どれだけ使われているんですか、その割合も御答弁されないというのは、ちょっと何か隠したいことでもあるのかなとうふうに勘ぐることになりますね。

ぜひ、この割合をまず教えていただけますか。

額でもいいですよ。十七年度の額でもいいです。

○南野国務大臣 先生お尋ねの登記事務のコンピューター化事業といたしましては、全国約五百二十カ所の登記所、これを接続する大規模なコンピューター化システムの機械の借料として約百五十八億円、システムの整備運用経費として約二百二十五億円というのは、つまりこれは毎年出でいく費用だということですか、この費用というの

は、当然そういうことになりますよね。

ちょっと伺いたいんですけれども、それがそ

のなかという確認と、毎年毎年これだけの、三百七十億円近くというのにはちょっと額が大き過ぎるとは思いませんか。

○南野国務大臣 借料は多少減少傾向でありますけれども、これは毎年出る分でございます。

○高山委員 ちょっと大臣に伺いたいんですけれども、コンピューター化のこの経費で、この三百七十億円、毎年毎年借料、レンタルとそういう運営費で出ていているということですね。これはちょっと多過ぎませんか、この額は。毎年です

よ。

○南野国務大臣 うことですね。これは十分の一じゃないんですか。（南野国務大臣）三四%と呼ぶ十分の一です。これは百九十七億円、十分の一。ちょっとこれは余りにも看板に偽りありじゃないんですね。

○高山委員 大臣、今大臣おっしゃったものでいきますと、では今の移行経費は百九十七億円といいます。

○南野国務大臣 登記特別会計、コンピューター化システム等を提供する関連システム等の経費として約十五億円となつており、合計約五百九十五億円になるでしょう。

○高山委員 大臣、今大臣おっしゃったものでいきますと、では今の移行経費は百九十七億円といいます。

○南野国務大臣 うことですね。これは十分の一じゃないんですか。（南野国務大臣）三四%と呼ぶ十分の一です。

○高山委員 ちょっと大臣に伺いたいんですけれども、コンピューター化のこの経費で、この三百七十億円、毎年毎年借料、レンタルとそういう運営費で出ていているということですね。これはちょっと多過ぎませんか、この額は。毎年です

よ。

○南野国務大臣 それで、先ほどの説明ですと、コンピューター化、昭和六十年から始まっているということですね。コンピューター化に二十年近くかかるといふことも、時間がかかり過ぎていてるといふことも、後で問題にしますけれども、まず、大臣、毎年これだけの額が出ていているというのはちょっと多過ぎるなと思いませんか。

○南野国務大臣 多過ぎる、多過ぎないというの

は、これはそれそれ価値観といいますか感覚といふことにによると思いますが、全国約五百二十分四%ということがあります。

○南野国務大臣 済みません、今の三四%という

ことに対しましては、登記情報システムは、全国

か、二千億円中幾らなんですかということです。

ちょっとそれでは改めまして、いいですか、二千億円中のこの五百億円の三十何%だということでしたけれども、これは今聞いたら、この移行費用である百九十七億円とほぼ同額に近いぐらいの費用、百五十八億円が、機械のレンタル費用ですか、そして二百二十五億円が運営費だという話で、すけれども、これは大臣、この百五十八億円と二百二十五億円というのは、つまりこれは毎年出でいく費用だということですか、この費用というの

は、当然そういうことになりますよね。

ちょっと伺いたいんですけれども、それがそ

のなかという確認と、毎年毎年これだけの、三百七十億円近くというのにはちょっと額が大き過ぎるとは思いませんか。

○南野国務大臣 借料は多少減少傾向でありますけれども、これは毎年出る分でございます。

○高山委員 ちょっと大臣に伺いたいんですけれども、コンピューター化のこの経費で、この三百七十億円、毎年毎年借料、レンタルとそういう運営費で出ていているということですね。これはちょっと多過ぎませんか、この額は。毎年です

よ。

○南野国務大臣 うことですね。これは十分の一じゃないんですか。（南野国務大臣）三四%と呼ぶ十分の一です。

○高山委員 ちょっと大臣に伺いたいんですけれども、コンピューター化のこの経費で、この三百七十億円、毎年毎年借料、レンタルとそういう運営費で出ていているということですね。これはちょっと多過ぎませんか、この額は。毎年です

よ。

○南野国務大臣 それで、先ほどの説明ですと、コンピューター化システム等を提供する関連システム等の経費として約十五億円となつており、合計約五百九十五億円になるでしょう。

○高山委員 大臣、今大臣おっしゃったものでいきますと、では今の移行経費は百九十七億円といいます。

○南野国務大臣 登記特別会計、コンピューター化システム等を提供する関連システム等の経費として約十五億円となつており、合計約五百九十五億円になるでしょう。

○高山委員 済みません、今の三四%という

ことに対しましては、登記情報システムは、全国

約二億七千五百万筆個の不動産、そして三百五十万社の会社、法人の登記情報を記録さらに保全する登記事務を行うシステム、そういったものがあり、今申し上げましたように全国五百二十の登記所で稼働しようとしている巨大なシステムでございまして、お金は、それを五百二十で除していただけすると、各一個一個ということについてはそれなりのリーズナブルなものではないかなと私も思つております。

○高山委員 いや、これは確かに大臣おっしゃるところ、明治時代から続いている登記の制度だとか会社の登記の制度、こういうのを全部変えていくという、「プロジェクトX」にも出られるぐらいの大事業だとは思いますよ。思いますけれども、これだけの額、これは毎年三百七十億ですかねども、一体これがどういうふうに移行の作業が行わられていて、もつと安くできる工夫はなかつたのかな。

当然、これは検証、二十年間ありましたから、あつたと思うんですけども、そういうたった検証はされましたか。二十年前に設計したのを私は責めているんじゃないですよ。その後でコンピューターは日進月歩でどんどん進んでいますから、途中で検証を当然していると思うんですけれども、あるいは、そういう検証をされたかどうか、ちょっと今まで伺います。

○南野国務大臣 先生が、高過ぎないかということでおざいますけれども、現在のシステムにつきましては、旧式のシステムであることによりまして、最近の安価で汎用性の高いコンピューター機械のソフトが利用できておりません。そういう条件もこれありでございますので、目的に向かつてはやはりそれだけの費用がかかる。

そこで、現在、システムの再構築に取り組んで、端末機器または印刷機器等の汎用化に努める、それからホストコンピューターの集中化等を実施いたしまして経費の削減を行つてあるところでございますが、次期システムの開発によりまして思い切った経費削減に取り組んでいるというのが今の

実態でございます。

○高山委員 大臣、今そういう取り組みをしていらっしゃることは評価できると思います。けれども、これはもう始まって二十年ぐらいたつていますよね。この登記の移行というので昭和六十年から特別会計ができて。二十年というのは、幾ら何でもちよつと時間がかかり過ぎませんか。

それで、最近そういう見直しを始めたと言いましょうけれども、今まではずつと見直ししていないんですね。ずっとその一番高い段位のままやられていて、

問題だと思いますよ。

くと、いろいろ「プロジェクトX」にも出でられるくらいの大事業だとは思いますよ。思いますけれども、これだけの額、これは毎年三百七十億ですけれども、一体これがどういうふうに移行の作業が行わされていて、もつと安くできる工夫はなかつたのかな。

当然、これは検証二十年間ありましたから、あつたと思うんですけども、そういつた検証はされましたか。二十年前に設計したのを私は責めているんじゃないですよ。その後でコンピューターは日進月歩でどんどん進んでいますから、途中で検証を当然していると思うんですけども、あるいは、そういう検証をされたかどうか、ちょっとまでは伺っています。

○南野国務大臣　先生が、高過ぎないかというところでございますけれども、現在のシステムにつきましては、旧式のシステムであることによりまして、最近の安価で汎用性の高いコンピューター機械のソフトが利用できておりません。そういう条件もこれありますので、目的に向かってはやはりそれだけの費用がかかる。

明治年間に書かれている登記簿をごらんになつたことがあると思いますが、読める文字もあれば読めない文字もある。ユーティリティマイナスにならないようにはどのような形でそれをやつしていくか、それは専門能力を持つた人じやないとできぬい大変難しい分野があります。

そういうことも含めまして、移行経費も相応の

金額が必要となるところでござりますので、現在の移行単価につきまして、毎年ノルマアップや事務処理の見直し等により経費の節約を図つてきております。適正なものであると考えております。

○**南野国務大臣** それは、いろいろな仕事を任せ
かれるとか特別な仕事だということはそうでした
う。そういうのを計画の途中でまずやられたのか
ということ。
前だと思っております。

○南野国務大臣 やつたんですね。
担当者はそれなりの努力をいたしました。そこで、その間に経済の状況でバブルの時期があつたりと、いろいろな問題点を反省しながら、それを、状況を取り入れながらそのような形の改革に向かっているということは情報を聞いております。

登記簿のコン

ピューター化のための移行作業、担当者はそれなりの努力をいたしましたが、その間に経済の状況でバブルの破裂など、いろいろな問題点を反省しながら、そのような状況を取り入れながら、ついているということは情報を聞いていました。

これは国民の権利に直接関係する登記簿の内容を電子化する作業であるということは我々自身思っておりますが、年間約千八百万筆個の膨大なデータ

タを処理しなければならない。それに加えて、登記簿に記載されている事項のうち、現に効力を發揮する部分の判定作業、これに専門的な知識、能力及び細心の注意が必要となつてまいります。明治年間に書かれている登記簿をごらんになつたことがあると思いますが、読める文字もあれば読めない文字もある。ユーリーにマイナスにならないようにはどのような形でそれをやつしていくか、それは専門能力を持つた人じやないとできない大変難しい分野があります。

万筆ある。それは機械的にただ移せばいいという

話じやありませんので、やはりかなりの時間をおちんととった上で一つずつやっていく。
その前提で、それでも時間がかかり過ぎだという、それは評価はあると思いますが、前提が手作業になってしまふのですから、そこがちょっと銀行の統合とは違つたような状況があるというのはぜひ御理解いただきたい。

たってかとうかわかりませんけれども、とにかく毎年三百七十億円も使ってやつていい。だから、この三百七十億円も移行費用で使われているという、失礼、これはレンタルか。五百五十億でしたか、近年は移行費用で五百五十億、とにかく使われている。これがどういうふうに使

それで、これはどういう競合での仕事をやら
れているのか。まさか、法務省の職員の方がやら
れているのか、本当に移作業ですよね、これは
どういうところがやっているんですか。

移す作業というふうにおつしやいましたけれども、その移したもののが本当に適正なのか、そのユーチャーにマイナスにならないのかどうなのかなど、ということをちゃんと確認の上、検査してコンピューターに載つけなきや、我々は不安定なものを持ちつけてしまうということはできません。そういう意味では、一つ一つの問題が大切な、

また時間がかかる課題でもあるわけでございまして、不動産登記の事務をすべてコンピューター化するためには、全国で約一億七千万筆個……
山委員「それはもういいですよ、だから、だれがやっているかということですね」と呼ぶ)それは専門的な人に任せることもありますし、また、そう

いうような人たちが筆界というような問題までも行つて、それがうそでないような形で展開しなければならないということあります。

○高山委員長代理退席、委員長着席
吉野委員長代理退席、委員長着席

これは機械的にただの学生バイトがどんどん移せばいいだろう、そういうことなんか言つていなければよ。だから、専門的なことが必要だと言うのであれば、これは法務局の公務員の方がみんなやらされている作業なのか。これは一体だれがやっている作業なのか。それこそ民間にできることは民間にですから、こういう移す作業ですから、正確に移せばいいわけですから。だれが一体やられているのか、それを答えてください。

○南野国務大臣　先生おつしやるようだ、だれがしているかという関心でござりますが、法務省の

投げしちゃつてある感じですね。そういうことですよね。

これは、最後百二十億円がどういうふうに使われているか。あるいは、こういうのを、今一件当たり五百七十円という急に細かい話が出てきましたけれども、これも適正かどうかというのを考える必要があると思いますよ。

○南野国務大臣 確かに、入力原稿の作成作業や
移行確認業務、これは登記に関する専門的な知識
を要するものでありますから、登記に関する代理
資格を有する司法書士であればこの作業を行うこ
とができるわけではないというふうに考えてお
りますが、司法書士のような資格者が移行業務を
委託することとすれば、委託のための単価につい
ては現在の水準におさまらないということは明らか
である、私もそのように思いますし、外部委託機
関の方としては、そういうお金の高いことにつ
いてはできないということで、鋭意検討しておる
わけでございます。

ような、それが一件当たり二十一円ですから、決してそんな割高になつてゐるわけではないといふのをちょっと御理解いただきたいと思います。

○高山委員 私、今伺いましたのは、副大臣が個人的にこう思うという話じやなくて、これは二十年間も、毎年毎年、移行費用でこれだけかかつてゐる、そして、民事法務協会といふところにずっと

人間も多少お手伝いはしておりますけれども、ほとんどは、これは民事法務協会へ委託しております。約百九十六億中の百八十億円、この協会はこのうち移行会社に百二十億を支出し、これは入力作業の外注などでありますけれども、協会自身は約六十億円で原稿作成と移行確認を行つてゐるわけです。この確認は本当に大変だと思います。

○南野國務大臣 説明を受けた限りでは、これは適正に処理されていると私は思っておりますが、百八十億円の中から移行会社に百二十億ということでお願いしている。これは入力作業の外注など、先ほど申し上げたとおりでございまして、協会自身は約六十億円で原稿作成とか移行確認等を行っているということは先ほども申し上げたとお

○塩崎委員長 では、速記をとめてください。
〔速記中止〕
○塩崎委員長 では、速記を起こしてください。
富田法務副大臣。

移行会社における入力単価は一筆個当たり五百七十円、これは入力、校正、修正等を含んでおります。また、キーパンチャヤーのみでは二十一円という単価でさせていただいております。

○高山委員 私、ここからは大臣にちょっとと政治家として御判断を伺いたいんですけれども、これは莫大な額ですよ。何か二百億ぐらい移行費で、これは委託、純粹に移す費用ですけれども、これが毎年毎年かかっているわけですね。専門的で大変だということはわかりますけれども、ちょっとこれ、毎年毎年二百億というのはかかり過ぎぢゃないですか。

○富田副大臣 済みません、司法書士の先生方時間単価が幾らなのか、今、手元に資料がないということです。

私も弁護士出身ですから、司法書士の先生方時間単価が幾らぐらいで仕事をするかということを考えた場合に、民事法務協会の職員と比べば、それは、同じ値段、それ以下でやれることまずないというふうに常識的に考えられると思

ます。

百九十六億円の予算、これは一年でしうけれども、それが百八十億円丸々民事法務協会に行っているということですか。さらにその後も百二十億円ということで、またほとんど外部の会社に丸投げちゃっているんですね。印象としては、ほとんど丸投げに近いですね、こここの民事法務協会といふところに。

しかも、今聞いたら、これは全部、民事法務協会というところに委託されているということですけれども、例えば司法書士の協会の方ですとか、ほかにも民間で、能力があつてできる人はいると思いますよ。

どうして、いろいろ競合をしないで、民事法務協会というところに二十年間頼み続けているんで

先ほど先生がキーパンチャーにて名を頼め
一件当たり一円だというふうに言われましたけれども、登記簿謄本をコンピュータ化するの
ちょっと想像していただきたいんですが、コンピューター化された登記簿謄本も何枚かになつ
います。全部打ち込むわけですね。だから、
いう意味では、住所を何十件分打ち込むと同

と正式な文書でいただかないと、ここで私はこう思いますという話ではちょっと納得できませんね。

○富田副大臣 今、数字が出てきましたので、司法書士さんの相談の時間単価、一時間三千五百九十九円が平均だそうであります。

その相談単価から考えますと、司法書士さんに

と正式な文書でいただかないと、ここで私はこう思いますという話ではちょっと納得できませんね。

この業務をやつていただと一ヶ月約六十万円、民事法務協会の方で実際に雇っている職員は、約三十万円で雇っていると。

○高山委員 今の副大臣のお話も、今そこで、ほとんど思いつきのように、司法書士は単価が幾らなのでこうだということですけれども、それはちよつと、事務所に行って相談して複雑な話をすのと、今までの登記簿を見てやる話とは、根本的に違うと思いますよ。なので、それは仕事の単価の比較にはならないと私は思います。

私が言いたいのは、大臣、いいですか、このように争いがあるんですよ。その仕事の単価が適正かどうかというのは、今のように争いがあるわけです。ちよつとしたことでも、いや、それは違うんじゃないかな、もっと安くできるんじゃないかなと。何で二十年間もこれを放置していたんですかね。大臣、これは税金のむだ遣いを放置していたと言わざりて仕方ないと私は思いますよ。

だから、これは必ず一回、市場化テストなりなんなりで、きちんとした競合をやるべきだと思いますけれども、大臣、この市場化テストに関してどう思われますか。

○南野国務大臣 今、資料が出てまいりましたが、見直し単価、これは年々低くなっています。その指數をちよつと見てみると、平成元年には指數が一〇〇であった、平成十年には八一、十七年には六九というように、一応、下降現象ではあります。

○高山委員 済みません、大臣、今のそれは余りにも唐突過ぎて、申しわけありませんけれども、今では何の指數だかわかりません。

それとあと、これは言いたくないですけれども、私も、これをもう二日以上前から結構お願いして聞いているんですよ。大臣にこういう細かい話をするのは大変申しわけないなど、政治家として、ちよつと大きい話を、お母さんの胸をかりるつもりでやろうというふうに思っていたのに、今は見越しております。あとわずかな年数でございました。

言つた数字とか、全然出てこないんですよ。だから、何かこれは隠そうとしているんじゃないのか

なというふうにちよつと勘ぐりました。

それで、この民事法務協会という団体も、どういう団体なのか、私はこれから調べなきゃなとは思っていますけれども、まずその前に、やはりこれは、適正だったのかどうなのか、市場化テストの比較にはならないと私は思いますよ。

私が言いたいのは、大臣、いいですか、このように争いがあるんですよ。その仕事の単価が適正かどうかというのは、今のように争いがあるわけです。ちよつとしたことでも、いや、それは違うんじゃないかな、もっと安くできるんじゃないかなと。何で二十年間もこれを放置していたんですかね。大臣、これは税金のむだ遣いを放置していたと言わざりて仕方ないと私は思いますよ。

だから、これは必ず一回、市場化テストなりなんなりで、きちんとした競合をやるべきだと思いますけれども、大臣、この市場化テストに関してどう思われますか。

○南野国務大臣 市場化テストについては、いろいろな分野で法務省も協力いたしている分野がござりますので、そういうことについても検討する余地はあるのかなと。これは検討を重ねてみようと思つております。

○南野国務大臣 市場化テストについて、いろいろな分野で法務省も協力いたしている分野がござりますので、そういうことについても検討する余地はあるのかなと。これは検討を重ねてみようと思つております。

○高山委員 今の大臣の御答弁ですと、登記特別会計の事務作業に関しては、市場化テストを検討していただけたということでしょうか。これは年間二百億円ですからね。今、一年だけ節約しても、本当に随分節約になりますよ。これはやつていただけますか。

○南野国務大臣 そのような方向で検討してみたといふふうに思っています。

○高山委員 それと、大臣、この登記特別会計ですけれども、これはもうエンドレスですよね。もう二十年間、延々二百億円、毎年毎年こんなランニングコストをかけてやつて、この特別会計は一體全体いつまで続くんですか。これが未来永劫ずっと続いていたら、一年間に、例えば移行だけでも二百億円もかかっているんですよ。これはちよつと、そもそも移行なんかしないといよいよいう意見も出るかもしれませんよ。いつまでこれをやるつもりですか。

○南野国務大臣 平成十九年までということで、移行作業がそこで終わるだろうというふうに我々は見越しております。あとわずかな年数でございました。

いや、今聞きましたよ、その時点で検討といふのは聞きましたけれども、大臣の今のお考えを聞きたいんですよ。これだけ毎年使われ、単価の適正化もちよつとはながついているものを、一二十二年までやらされたらもう要らないんじゃないですか。ちよつと大臣の今のお考えを伺いたいのです。

○高山委員 私、これは事務方の方にも、当初の

計画では、一体全体、昭和六十年から始まつて、いつまでの計画で幾らのものなんだ、それがする

いうおくれちゃつてある話なのかなとかといふのを聞いたけれども、何か明確な答えがないんですよ。

それで、今大臣は十九年に移行作業が終わるということをおっしゃいましたけれども、冒頭質問させていただいたときに、この登記特別会計はコンピューターの移行作業に使うことが一番メインであるというお話をしたよね。十九年に移行作業が終わつたときに、この特別会計はなくしてはいただけますか。

○南野国務大臣 それは、だれでもでき上がつたらやめたいというふうに思いますが、この作業にはいろいろなものが後をついて歩いているわけです。どういうものがついて歩いているのかといいますと……(高山委員「利権がですか」と呼ぶ)いやいや、仕事がです。

○南野国務大臣 登記の特別会計につきましては、地図のコンピュータ化が完了する予定の平成二十二年度までは存続する必要が極めて高いと考えており、その時点で登記制度を取り巻く諸情勢を勘案して特別会計のあり方について検討する必要がある、その旨、法務省の考え方を特別会計小委員会において説明したということでありまして、地図その他の問題点についても、その確認作業等は後をついで回ることであろうと思っております。

○高山委員 大臣、そうしますと、私も、地図といふのは当然不動産のですから要ると思いますよ。それで、その作業が二十二年に終わるわけですね。そうしたら、登記特別会計はもう要らないんじゃないですか。

○高山委員 大臣、どうですか。二十二年以降、必ずこれはだけども、年間二百億円も使っていて、きょうはもう時間がなくなつてしまつたから、本当にこの二百億円が適正かどうかというのは、当然、後で集中審議しないとちよつとできないなと私は今思つておりますけれども、これは二十二年以降はさすがにやめなきゃなと。総理大臣だって、今、特別会計を全部見直そうということを言われているわけですよね。ちよつと法務省もいいところを見せて、これをやりましょうよ。

大臣、どうですか。二十二年以降、必ずこれはだけども、年間二百億円も使っていて、きょうはもう時間がなくなつてしまつたから、本当にこの二百億円が適正かどうかというのは、当然、後で集中審議しないとちよつとできないなと私は今思つておりますけれども、これは二十二年以降はさすがにやめなきゃなと。総理大臣だって、今、特別会計を全部見直そうということを言われているわけですよね。ちよつと法務省もいいところを見せて、これをやりましょうよ。

○南野国務大臣 この場を離れたら先生に同調したいわけでござりますけれども、でも、それはそのときの状況がどうなつてあるかということで、

あとちょっと残っているのにもかかわらずそれをやめてしまうということは、それはできませんので、なるべく二十二年には完成できるよう、まづ努力するということを先にさせていただきたいというふうに思います。

○高山委員 この税金を原資とするお金の使途不明の問題というのは、そういう今言つた法務省全体の大きい問題から極めて政治家個人の使途不明の問題まで、本当は多々あるんですよ。多々あるんですけども、今時間が終了しましたので、それはまた続きでやりたいと思いますけれども、ちよつと最後に大臣にお願いしたいんですよ。

私は、細かい資料というわけではなくて、この二百億円の内訳がどういうふうに使われているのか、そういうのを、ここ三、四年の予算の執行が終わつたもの、これを聞いてるのに、いや、ちよつとそれは今作成中ですというの、おかしいと思いますよ。ただコピーして渡していただければ済む話ですから。何か隠したいことが特別ないのであれば、予算の執行状況に関してはかなり詳細なものまで出していただくように政府に協力ををお願いしたいんですけども、大臣、その点はいかがですか。

○南野国務大臣 きのう遅くまで係の者はいろいろと作業いたしてたというふうに……(高山委員「私も作業しました」と呼ぶ)そうですね、先生も本当に、そういう意味では先生に大変御迷惑をおかけしましたということを申し上げたいと思っておりますが、今後、御依頼のありました資料につきましては、できる限り早期にお手元にお届けしたいというふうに思つておりますし、そのような努力をしていこうと思っております。

○高山委員 ありがとうございました。

この税金のことに関しては、できる限りということなくとも、これはもう決算が終わつていて話ですから、当然出すべきものだということを訴えまして、終わります。

○塩崎委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党の保坂展人です。この委

員会で二年ぶりに質問をさせていただきます。まず、南野法務大臣に基本的な認識を伺いたいのですが、裁判で刑が確定をして、なつかつ私は無罪であるということで再審請求をして、そして、狭き門なんですが、これは認められる場合もあるんですけども、今時間が終了しましたので、再審の制度について、大臣はどう認識されてるのでしょうか。

○南野国務大臣 大変悲しいことでございますが、再審制度というところに適応しなければならないという問題につきまして、主として事実認定の不当を是正し、無実の人を救済するために認められた確定判決に対する非常救済手続であると承知いたしております。

○保坂(展)委員 ちよつとメモから離していただいて、つまり、私は、これはとても大事な制度だというふうに思います。大臣はいかがですか。

○南野国務大臣 戦後、死刑が確定をして、なおかつ再審請求をして無罪が確定した事件、何件ありますか。

○保坂(展)委員 戦後、死刑が確定をして、なおかつております。

○南野国務大臣 四件ございます。

○保坂(展)委員 では、局長に伺いますが、これら免田事件、財田川事件、島田事件、松山事件の四件において、再審請求は何回出されておるんでしょうか。

○大林政府参考人 無罪が確定した順に申し上げますと、いわゆる免田事件は六回目、いわゆる財田川事件は二回目、いわゆる松山事件は二回目、いわゆる島田事件は四回目となつております。

○保坂(展)委員 大臣に最後。今局長の答弁にあつたように、一回で認められたケースは余りなくて、多いものだと、免田事件だと六回請求がなされました。また、これは死刑事件につきましては、できる限り早期にお手元にお届けしたいというふうに思つておりますし、そのような努力をしていこうと思っております。

○南野国務大臣 ありがとうございます。

この税金のことに関しては、できる限りということなくとも、これはもう決算が終わつていて話ですから、当然出すべきものだということを訴えまして、終わります。

○塩崎委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党の保坂展人です。この委

員会で二年ぶりに質問をさせていただきます。まず、南野法務大臣に基本的な認識を伺いたいのですが、裁判で刑が確定をして、なつかつ私は無罪であるということで再審請求をして、そして、狭き門なんですが、これは認められる場合もあるんですけども、個々の案件の中身について、それでよかつたケースが、そういうように個々のケースとして無罪であるということで再審請求をして、その不当を是正し、無実の人を救済するために認められた確定判決に対する非常救済手続であると承知いたしております。

○保坂(展)委員 ちよつとメモから離していただいて、つまり、私は、これはとても大事な制度だというふうに思います。大臣はいかがですか。

○南野国務大臣 それはそのときの状況判断ということもございますで、ようけれども、できるだけそういうものが早期に行わればよかつたのではないか、これは私の感想でございますけれども、中身としては大切な審判であろうと思つております。

○保坂(展)委員 戦後、死刑が確定をして、なおかつております。

○南野国務大臣 それは事例事例にもありますけれども、中身としては大切な審判であろうと思つています。大臣はいかがですか。

○保坂(展)委員 それは事例事例にもありますけれども、中身としては大切な審判であろうと思つています。大臣はいかがですか。

○南野国務大臣 それはそのときの状況判断といふこともございますで、ようけれども、できるだけそういうものが早期に行わればよかつたのではないか、これは私の感想でございますけれども、中身としては大切な審判であろうと思つております。

○保坂(展)委員 ことは、資料でお配りしているように、名張の毒ブドウ酒事件、これは有名な事件で、日弁連の対策委員会も組まれていたかと思います。再審開始が決まりまして、死刑確定事件の再審というのはしばらくとまっておったんですが、これは大きなニュースとして受けとめました。また、これは死刑事件ではありませんけれども、二人の無期懲役が確定をしていました布川事件ですか、これについても、この秋、再審開始が決定されたと聞いています。

○保坂(展)委員 具体的に個々の事件については今聞きましたが、死刑の問題にあわせてこの再審のことを考えてみたいんですけども、大臣、死刑執行の刑場はござらんになりましたか。

○南野国務大臣 視察させていただきました。

私の過去の仕事が助産婦であるからということと、今法務大臣を拝命しているというこの立場は違うものであるというふうに思つております。

○保坂(展)委員 その認識についてまたいろいろ伺いたいことはあるんですが、時間があまりませんので、冤罪ではないのかなという点について思ひをめぐらせた御記憶はありますかという点、一点点だけお答えいただけますか。

○南野国務大臣 私といたしましては、その裁きをした方、そのあり方を尊重いたします。そういう観点からすると、冤罪かなと思うようなことにつけでは私は思いをめぐらさなかつたという点を申し上げたいと思います。資料を調べに調べたということです。

○保坂(展)委員 最後の瞬間の、死刑執行についてどうお感じになりますか。所感を伺いたい。

○南野国務大臣 一つ一つの事件にみんなが努力して一つの方向性を持っていているわけでございまして、そして、その事件についても今の四件のケースが、そういうように個々のケースとして発生しているというその事実は認めますけれども、個々の案件の中身について、それでよかつたケースが、あるだとかと、その事件についても今の大変つらい場面だつたろうと私の立場として御報告できないと思います。

○保坂(展)委員 個々具体的な事件ではなく、再審請求が何回もあって、その何回目かに認められたということについてははどうお感じになりますか。

○南野国務大臣 一つ一つの事件にみんなが努力して一つの方向性を持っていているわけでございまして、そして、その事件についても今の大変つらい場面だつたろうと推測いたします。また、その際に、法の秩序あるいは犯罪の被害に遭つた遺族の被害感情、いろいろなことをお考えになつたと思いますが、冤罪の可能性について思いをめぐらせたことはございましたか。大臣。

○南野国務大臣 先生が今お問い合わせの死刑という問題については、それそれに人の命は大切なものであるという前提のもとに、それぞれの感じがあるだろうというふうに思つております。私も、死刑ということについて、どのように一般国民の理解が得られるのかどうかということで、今ある重大な犯罪が続いている、それでアンケートの結果につきましても、八割以上の人人が被害者、加害者ということについて、どのようになつたかと思います。再審開始が決まりまして、死刑確定事件の再審というのはしばらくとまっておつたんですが、これは大きなニュースとして受けとめました。また、これは死刑事件ではありませんけれども、二人の無期懲役が確定をしていました布川事件ですか、これについても、この秋、再審開始が決定されたと聞いています。

○保坂(展)委員 私の過去の仕事が助産婦であるからということと、今法務大臣を拝命しているというこの立場は違うものであるというふうに思つております。

○保坂(展)委員 その認識についてまたいろいろ伺いたいことはあるんですが、時間があまりませんので、冤罪ではないのかなという点について思ひをめぐらせた御記憶はありますかという点、一点点だけお答えいただけますか。

○南野国務大臣 私といたしましては、その裁きをした方、そのあり方を尊重いたします。そういう観点からすると、冤罪かなと思うようなことにつけでは私は思いをめぐらさなかつたという点を申し上げたいと思います。資料を調べに調べたということです。

ての責任者は法務大臣ですから、当然、冤罪かどうかということについて思いをめぐらすということは、ぜひこれはしていただきなければならぬというふうに思います。

局長の方に伺います。

かつて、再審請求中であつて、なおかつ死刑が執行されてしまつたというケースはございましたでしょうか。私ども、抗議を行つてその議論をした記憶があるんです。

○大林政府参考人　お尋ねの事例はあると承知しております。

先ほど来、同じ理由で同じ事件について死刑が確定した死刑囚が再審請求して、戦後には四件認められたケースがある。そして、再審決定はもう一件、名張の事件で出ました。にもかかわらず、再審請求中であることは、裁判所がこれについて結論を得るまでの間、死刑執行というのはあつてはならないと思いますが、この点についてどう考えていらっしゃいますか。

○南野国務大臣　再審請求、これは、法文上、刑の執行停止事由に当たらないとされておりますけれども、死刑執行命令を発するに当たりましては、死刑の執行のもたらす重大な結果にかんがみまして、再審請求されている事案につきましては十分参考することといたしております。

○保坂(展)委員　副大臣に伺いたいんですが、この件、再審請求中の事件について、今慎重にとおつしやいましたけれども、副大臣の方はどうお考えですか。

○富田副大臣　突然の御指名ですので。

まず、大臣と同じように、執行停止の理由には法文上ならないと大臣言われましたけれども、現実には十分その点をしんしゃくして決断されるといふふうに考えてます。

○保坂(展)委員　現実に再審請求中でありますから執行されたケースがあり、その際の法務省とのやりとりで、再審請求中でも同じ理由でやつてある場合は、これは妨げないんだというようなお話をあ

りましたので、ここは、今後は慎重に、ぜひ今この答弁のように期していただきたいということを申し上げたいと思います。

次のテーマに移らせていただきたいんですが、先ほどちょっと触れましたけれども、行刑改革会議、国会での議論の中で、既決囚の待遇については画期的な改善も含んだ改革案が成立をしたと聞いております。

ただ、既決ではなくて未決の方の話なんですが、実は、資料でお配りしておりますけれども、予定日の一ヵ月前に「被告に陣痛促進剤を」という記事がございます。これは東京新聞ですけれども、この女性は三十代初めの女性のようですが、どちらも、お子さんを連れて友達のところに出かけたそうですね。そして、その友達の女性が、我々も非常に深刻だと思っている児童虐待、要するにお子さんをなくして、それがもとでお子さんが亡くなる。そして、遊びに行ったこの女性、仮にA子さんとしますと、このA子さんは共犯ということで起訴されているそうです。そして、私は現場にいなかつたということで、関与していないという主張をされているようです。事件そのものについてはここでは問いません。

大臣が、それこそ助産師としてあるいは看護師として、現場で多数、これから生まれてくる命に立ち会う経験をされたんじゃないかというふうに思ひます。その御経験からして、陣痛促進剤と分娩の関係ですね。これは、なかなか生まれてくる命に影響があるというふうに思ひます。

○保坂(展)委員　副大臣に伺いたいんですが、この件、再審請求中の事件について、今慎重にとおつしやいましたけれども、副大臣の方はどうお考えですか。

○南野国務大臣　突然の御指名ですので。

まず、大臣と同じように、執行停止の理由には法文上ならないと大臣言われましたけれども、現実には十分その点をしんしゃくして決断されるといふふうに考えてます。

○保坂(展)委員　現実に再審請求中でありますから執行されたケースがあり、その際の法務省とのやりとりで、再審請求中でも同じ理由でやつてある場合は、これは妨げないんだというようなお話をあ

の事案がどうだったかということはさておきましても、いわゆる陣痛剤を使わなければならないと適応については、これはドクターが判断するものであろうかと思います。適切であれば使うということもあり得ると思いますが、大方の人、お

産に向かう、自立したお産をやりたいと思つておられる女性たちは、自然分娩ということも多く念頭にあるのが昨今の傾向であろうというふうに思つております。でも、この方の状況が、例えば破水をしたとか陣痛が来なくてということであれば、それは適応になるというふうも思つております。

○保坂(展)委員　私は大臣と違つて一回だけですけれども、子供が生まれる際に、病院が小さい産院で、泊まり込みで立ち会うことが可能だつたんですね。ということで、かなり出産というのは、

私たち男ですからわかりませんから、大変なことだなと思いますよ。そして、産んだ後の、精神状態も含めてかなり不安定になりますよね。

この女性の場合、出産後に、いろいろ当局の規則もあるんでしょう、手錠がかけられてロープで縛られるような状態でおつたということなんですけど、こういう出産直後の女性の扱いについての配慮、もう少し改善できないのかというふうに思うのですが、いかがですか。大臣に。

これまで、東京拘置所の中あるいは全国の刑施設の中で、出産の際、分娩の際に陣痛促進剤を使うというケースはどのくらいあつたのか。それから、今回の事件を機にやはりこれは改善すべきじゃないか、こういうことがあつてはならないと思ひますが、いかがですか。

○小貢政府参考人　平成十六年中に行刑施設の収容者が出産した件数は三十件でございます。そのうち陣痛促進剤を使用した件数は七件、こういう報告を受けております。

今後のことにつきましては、医師的的確な判断を最大限尊重して対応してまいりたい、このようになります。

○保坂(展)委員　大臣にもう一度伺います。

いろいろなケースがあるんですね。ただ、先ほどのケースのように、五月十八日が予定日で、四月下旬の段階で、ゴールデンウイークもあるので陣痛促進剤をというようなことは、これはやつちやいけないというふうに思ひますが、いかがで

すか。

○南野国務大臣　やはり、分娩というのは月満ちて生まれるものであり、それを無理やりに陣痛をかけてということは余りよくないことはないかな。けれども、それは適応がある。例えばユーパーの方から要望をして陣痛剤を使つてほしいと申します。

○保坂(展)委員　私は大臣と違つて一回だけですけれども、子供が生まれる際に、病院が小さい産院で、泊まり込みで立ち会うことが可能だつたんですね。ということと、かなり出産というのは、

けれども、子供が生まれる際に、病院が小さい産院で、泊まり込みで立ち会うことが可能だつたんですね。ということと、かなり出産というのは、

私たち男ですからわかりませんから、大変なことだなと思いますよ。そして、産んだ後の、精神状態も含めてかなり不安定になりますよね。

この女性の場合、出産後に、いろいろ当局の規則もあるんでしょう、手錠がかけられてロープで縛られるような状態でおつたということなんですが、こういう出産直後の女性の扱いについての配慮、もう少し改善できないのかというふうに思ひますが、いかがですか。大臣に。

これまで、東京拘置所の中あるいは全国の刑施設の中で、出産の際、分娩の際に陣痛促進剤を使うというケースはどのくらいあつたのか。それから、今回の事件を機にやはりこれは改善すべきじゃないか、こういうことがあつてはならないと思ひますが、いかがですか。

○小貢政府参考人　平成十六年中に行刑施設の収容者が出産した件数は三十件でございます。そのうち陣痛促進剤を使用した件数は七件、こういう報告を受けております。

今後のことにつきましては、医師的的確な判断を最大限尊重して対応してまいりたい、このようになります。

○保坂(展)委員　大臣にもう一度伺います。

いろいろなケースがあるんですね。ただ、先ほどのケースのように、五月十八日が予定日で、四月下旬の段階で、ゴールデンウイークもあるので陣痛促進剤をというようなことは、これはやつちやいけないというふうに思ひますが、いかがで

の場合は、まだ要するに刑は確定していないし、本人は無罪を主張していますから、このケースの場合、今私がお話ししたケースの場合は、やはり一般的な面会の形でしか産んだお子さんと会うことしかできない、だつこしたりそういうことはできなんですね。

これは、少なくとも、法務省において、この法律に準じて、未決囚の場合も、出産直後の母子の結合、これは大事ですよね。法務総合研究所の研究でも、少年院に在院しているようなお子さんたちの中で、かなり児童虐待の体験者も多かつた、それから、要するに母子関係、親子関係に対する確たるつながりが確認できない、こういうケースは多かっただと思うんですが、この面会とか養育について私はこのケースで強く感じたんですが、大臣の所見を伺いたいと思います。

○南野国務大臣 どういう環境であれ、母子といふものの両者の間の中には、もちろん夫も入れて、父親も入れてですかね、母子ボンディングというのは、これはもう一番大切なことであるということは助産婦の立場で十分理解し、それも今、比較的早期に家庭訪問しながら子育ての意欲を持たせ、価値観を持つて、そして児童虐待をなすということをやつておるところでございまして、先生のお心も酌み取れるかなというふうに思っております。

未決の問題につきましては、なるべく早く皆様方の御審議をいただいて、その法案を通していただきたいというのが次の課題になつてくるだろうというふうに思いますけれども、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律によりますと、受刑者につきましては、子の養育を最長一年六ヵ月まで許可することができるということですが、未決の被収容者につきましては、刑事施設二於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律、これは第十二条によりまして、刑事施設内における養育は満一歳までしか許可することができませんので、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が施行された場合であっても、受刑者と同様の運用はできないも

のと認識しておりますのが現状でございます。

したがいまして、御提案いただいた件につきましても、今後の未決被収容者の待遇に関する法改正において本当に検討していただき、早く法改正をお願いしたいというふうに思っております。

○保坂(展)委員 もう終わりますけれども、法改正の前に、抱き締めるとかあやすとかいう基本的な母子の関係は、これはやはり大臣の判断できちつと認めていいんじゃないのか。法改正をする前にも、それはこういうものをつくっているわけですから、既決についても大事だと思います。

入管についても質問を予定していましたが、時間が来ましたので、終わります。どうもありがとうございました。

うございました。

○塩崎委員長 次に、内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。南野法務大臣。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

一部を改正する法律案について御説明いたしました。

政府においては、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改定する必要を認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出しておりますが、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の給与の改定等に伴い、その給与の改定等を行うため、この両法律案を提出しました次第であります。改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、一般の政府職員について、平成十七年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き下げることといたしておりますので、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額についても、おおむねこれに準じて引き下げるとしております。

第二に、一般の政府職員について、給与構造の変更に伴つて平成十八年度から俸給月額を改定することといたしておりますので、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額についても、おおむねこれに準じて改定することといたしております。

第三に、号俸の整備等の観点から、判事について、報酬月額に関する特別の定めを削除して、いわゆる判事特号を廃止し、副檢事について、検事八号に相当する号俸を新たに設けることといたしております。

これららのうち、第一に御説明した内容は、一般の政府職員の場合と同様に、公布の日の属する月の翌月の初日、ただし公布の日が月の初日であるときは、その日から施行することといたしております。

次回は、来る十一日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○塩崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十一日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

公務員の給与構造の改革の状況等にかんがみ、国家公務員の退職手当制度を改定する必要を認め、今国会に国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案を提出しておりますが、最高裁判所の裁判官の退職手当につきましても、国家公務員の退職手当の改定の状況等にかんがみ、その特例を改定する措置を講ずるため、この法律案を提出した次第であります。

改正の内容は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額に引き下げるなどするものであります。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

改正の内容は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額に引き下げるなどするものであります。

改正の内容は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額に引き下げるなどするものであります。

改正の内容は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額に引き下げるなどするものであります。

改正の内容は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額に引き下げるなどするものであります。

改正の内容は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額に引き下げるなどするものであります。

改正の内容は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額に引き下げるなどするものであります。

改正の内容は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額に引き下げるなどするものであります。

別表(第二条関係)

別表(第二条関係)

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を次のように改正する。

は百三十一万四千円、簡易裁判所判事にあつて
は百六万五千円」を「九十九万四千円」に改める。
別表を次のように改める。

一 号	九〇三、〇〇〇円
二 号	七八〇、〇〇〇円
三 号	七〇一、〇〇〇円
四 号	六三四、〇〇〇円
五 号	四七七、四〇〇円
六 号	四五八、三〇〇円
七 号	四二一、三〇〇円
八 号	三九二、一〇〇円
九 号	三六六、八〇〇円
十 号	三四一、一〇〇円
十一 号	三三三、二〇〇円
十二 号	三〇一、五〇〇円
十三 号	一九一、二〇〇円
十四 号	一六四、九〇〇円
十五 号	一四五、五〇〇円
十六 号	一四〇、三〇〇円
十七 号	一一一、三〇〇円

事														事													
補														判													
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十二 号	十一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号
三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	四四八、六〇〇円	五九二、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	七二八、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円	二三五、三〇〇円	二三三、一〇〇円	二四五、一〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三二三、一〇〇円	三〇七、一〇〇円	三七〇、五〇〇円	三四六、六〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	五三三、〇〇〇円	五九二、〇〇〇円	七二八、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円	九九四、〇〇〇円	一、二一、〇〇〇円	一、〇六六、〇〇〇円	一、二一、〇〇〇円

簡易裁判所判事

九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号	十五 号	十六 号	十七 号
三四六、六〇〇円	三一三、一〇〇円	三〇七、一〇〇円	二八八、七〇〇円	二七八、〇〇〇円	二五四、二〇〇円	二四五、二〇〇円	二三三、一〇〇円	二二五、三〇〇円

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条並びに次条及び附則第三条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日から引き続き判事である者で、同日において第二条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律第十五条の規定により報酬を受けていたものの一

2 部施行日以後における報酬月額は、当分の間、百三十一万四千円とする。

一部施行日の前日から引き続き裁判官である者で、その受ける報酬月額が同日において受けていた報酬月額に達しないこととなるものには、その受ける報酬月額が同日において受けている報酬月額に達するまでの間最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあつては、平成二十二年三月三十一日までの間、報酬月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。

理
由

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

第三条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「九号の」を「八号の」に改める。

理由

一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額の改定等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
第一条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十一

三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

檢

事

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一、〇六六、〇〇〇円						
								三四〇、六〇〇円	五三三、〇〇〇円	二二五、三〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三三三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四五八、六〇〇円	五九二、〇〇〇円	一二三、一〇〇円	二四五、二〇〇円	一五四、二〇〇円	一七八、〇〇〇円	一八八、七〇〇円	三四〇、六〇〇円	三九五、九〇〇円	五三三、〇〇〇円	五九二、〇〇〇円	七二八、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円	九九四、〇〇〇円	一〇六六、〇〇〇円

副 檢

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条及び次条から附則第六条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（副検事の俸給の号の切替え）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日から引き続き副検事である者で、同日において第二条の規

定による改正前の検察官の俸給等に関する法律別表(以下この条において「改正前の別表」という。)副検事の項二号から十六号までの俸給月額(以下この条において「旧俸給月額」という。)の俸給を受けていたものの一部施行日における俸給月額は、次の表の旧号欄に掲げる旧俸給月額に係る改正前の別表副検事の項の号に対応する次の表の新号欄に掲げる第二条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律別表副検事の項の号の俸給月額とする。

副検事								
九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号
三〇七、一〇〇円	二八八、七〇〇円	二七八、〇〇〇円	一五四、一〇〇円	一四五、一〇〇円	一一五、三〇〇円	一一三、一〇〇円	一一四、三〇〇円	一一六、六〇〇円

九号	十号
十号	十一号
十一号	十二号
十二号	十三号
十三号	十四号
十四号	十五号
十五号	十六号
十六号	十七号

(経過措置)

第三条 一部施行日の前日から引き続き検察官である者で、その受ける俸給月額が同日において受けた俸給月額に達しないこととなるものには、その受ける俸給月額が同日において受けた俸給月額に達するまでの間(検事総長及び東京高等検察院検事長にあっては、平成二十二年三月三十一日までの間)、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 一部施行日以後に新たに検察官となつた者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される検察官との権衡上必要があると認められるときは、当該検察官には、法務大臣の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 次長検事又は検事長(東京高等検察院検事長を除く。)で、前二項の規定による俸給を支給されるものは、検察官の俸給等に関する法律第一条第一項の規定によりその例によることとする特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二号)附則第五条の規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日までの間、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

(国家公務員倫理法の一部改正)

第四条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第一百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号ロ中「十七号」を「十六号」に改め、同条第三項第三号ロ中「八号」を「五号」に改め、同号ハを削る。

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 一部施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員倫理法第二条第二項第四号に掲げる職員であった者で、前条の規定による改正後

の国家公務員倫理法第二条第二項第四号に掲げる職員に該当しないものが受けた利益又は支払を受けた報酬(一部施行日前に受けた利益又は支払を受けた報酬に限る)に係る同法第六条第一項の規定の適用については、なお従前の例によ

る。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法

律の一部改正)

第六条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「十七号」を「十六号」に改める。

理由

一般的の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額の改定等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案

最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律

最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十年法律第五十二号)の一部を次のように改定する。

第二条第一項中「六百五十」を「二百四十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き最高裁判所の裁判官として

在職していた者が施行日以後に退職した場合に支給する退職手当の額は、その者の施行日の前

日までの勤続期間及び同日における報酬月額を

基礎としてこの法律による改正前の最高裁判所裁判官退職手当特例法(以下「旧法」という。)第二条第一項の規定の例により計算して得た額

に、その者の施行日以後の勤続期間及び退職の日における報酬月額を基礎としてこの法律による改正後の最高裁判所裁判官退職手当特例法第二条第一項の規定の例により計算して得た額を加えて得た額とする。

間を計算する場合において、在職期間に一年未満の端数があるときは、その端数は、旧法第三条第二項において準用する国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第二号)による改正前の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条第六項の規定にかかわらず、これを一年とする。

4 前二項の規定により計算して得た額が、退職の日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基礎として旧法第二条第一項の規定の例により計算して得た額よりも多いときは、前二項の規定にかかわらず、当該額をもつてその者に支給すべき退職手当の額とする。

5 前三項の規定により計算して得た額が、施行日の前日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基礎として旧法第二条第一項の規定の例により計算して得た額よりも少ないとときは、前二項の規定にかかわらず、当該額をもつてその者に支給すべき退職手当の額とする。

理由

国家公務員の退職手当の改定の状況等にかんがみ、最高裁判所の裁判官の退職手当に関する特例の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行の日以後の勤続期間及び退職の日における報酬月額を基礎としてこの法律による改正前の最高裁判所裁判官退職手当特例法(以下「旧法」という。)第二条第一項の規定の例により計算して得た額に、その者の施行日以後の勤続期間及び退職の日における報酬月額を基礎としてこの法律による改正後の最高裁判所裁判官退職手当特例法第二条第一項の規定の例により計算して得た額を加えて得た額とする。

3 前項の規定により施行日の前日までの勤続期

平成十七年十月十八日印刷

平成十七年十月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局